

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に 係る手続の適正化等に関する条例

手続の手引【事業者用】

令和7年4月

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

目 次

I はじめに

1 条例の概要	1
2 本手引について	1
3 相談・窓口	1
4 本手引で用いる法令等の省略形及び用語の定義	2

II 条例手続

II-1 手続の概要

1 手続の時期等	3
2 手続のフロー	3
3 対象施設	8
4 周知対象範囲及び対象者	9
5 周知の手続	10
6 手続終了後の許可申請等	10

II-2 書類の作成・提出における注意事項

1 書類の作成	11
2 書類の提出	11
3 提出部数	11

II-3 添付書類及び記載例

1 事業計画書	12
2 事業計画変更届出書	23
3 事業計画廃止届出書	26
4 周知計画書	29
5 周知計画変更届出書	43
6 実施状況報告書	46
7 生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書	52
8 見解書	55
9 周知終了報告書	58
10 異議の申立書	60
11 意見調整申出書	63

III 資料

○ 条例・施行規則対照表	67
○ 様式	99
○ 廃棄物の区分について	129

I はじめに

1 条例の概要

産業廃棄物処理施設等の設置等における手続を適正化するとともに透明性を確保し、産業廃棄物処理施設等の設置等に関する合意の形成と周辺地域の生活環境の保全を図ることを目的に、産業廃棄物処理施設等を設置等しようとする事業者、周辺住民への事業計画の周知を義務付け、さらに、住民の意見を聴く仕組みを定めたものです。

2 本手引について

本手引は、条例の円滑な運用を図るため、条例に規定する手続を実施しようとする事業者に対し、事業計画書、周知計画書その他の書類（以下「事業計画書等」という。）の作成方法を明確にし、手続等を円滑に実施できるように作成したものです。

3 相談・窓口

事前相談及び事業計画書等の提出は、処理施設を設置しようとする場所を所管する県事務所又は岐阜地域環境室（以下「県事務所等」という。）へお願いします。

なお、本条例は岐阜市内には適用されません。岐阜市内に処理施設を設置しようとする場合は、岐阜市産業廃棄物指導課（058-265-4141）へお問い合わせ願います。

県事務所等	所在地・連絡先	所管区域
岐阜地域環境室	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 O K B ふれあい会館 第2棟 TEL：058-272-1921 FAX：058-278-3524	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所環境課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 TEL：0584-73-1111 FAX：0584-74-9428	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所環境課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 TEL：0585-23-1111 FAX：0585-22-1829	揖斐川町、大野町、池田町
中濃県事務所環境課	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 TEL：0575-33-4011 FAX：0575-35-1492	関市、美濃市、郡上市
可茂県事務所環境課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 TEL：0574-25-3111 FAX：0574-25-3934	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃県事務所環境課	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 TEL：0572-23-1111 FAX：0572-25-0079	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所環境課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 TEL：0573-26-1111 FAX：0573-25-7129	中津川市、恵那市
飛騨県事務所環境課	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 TEL：0577-33-1111 FAX：0577-33-1085	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

【行政指導に関する相談窓口について】

- 1 申請の受付や審査をする職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内） 電 話：058-272-1140（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の 8:30～17:00

（祝日、年末年始を除く）

F A X：058-278-2544

e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp

4 本手引で用いる法令等の省略形及び用語の定義

本手引では、法令等について、次のとおり省略形で表記します。

また、本手引で使用する用語の定義は、それらの法令等で使用する用語の例によります。

省略形	法 令 等
法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
省令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
基準省令	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）
条例	岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成21年条例第20号）
規則	岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成21年規則第84号）
適正条例	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年条例第10号）

Ⅱ 条例手続

Ⅱ－１ 手続の概要

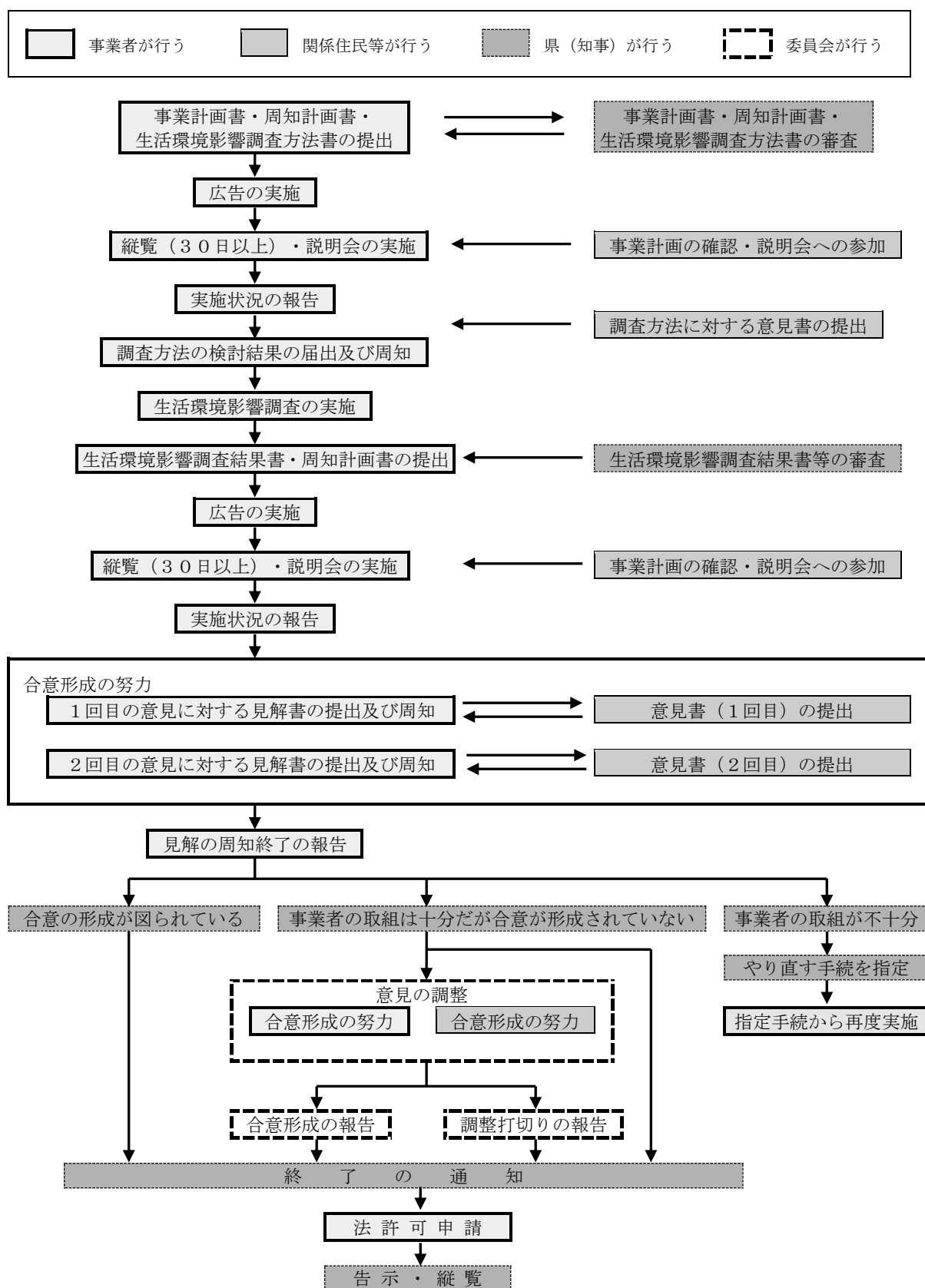
１ 手続の時期等

- ・ 下記の①～⑤の法手続等を行うときは、法に基づく許可申請又は適正条例に基づく届出を行う前に、事業計画書・周知計画書等の作成を行い、周知地域内の関係住民等に対して広告、縦覧を行うとともに、説明会を開催し、関係住民の理解を得るよう努めなければなりません。
 - ① 自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している者が、当該施設を産業廃棄物処分業（以下「処分業」という。）の用に供するために行う業の許可申請
 - ② 法に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可申請
 - ③ 法に規定する産業廃棄物処理施設の変更許可申請
 - ④ 適正条例に規定する小規模産業廃棄物処理施設の設置又は使用の届出
 - ⑤ 適正条例に規定する小規模産業廃棄物処理施設の変更届出（軽微な変更を除く。）
- ・ 条例の手続によらず産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請を行った場合、許可されないことがあります。
- ・ 条例の手続によらず、自己処理目的で設置した産業廃棄物処理施設を処分業で使用するために、処分業の許可申請等を行った場合、許可の条件に条例手続の履行が付されることがあります。

２ 手続のフロー

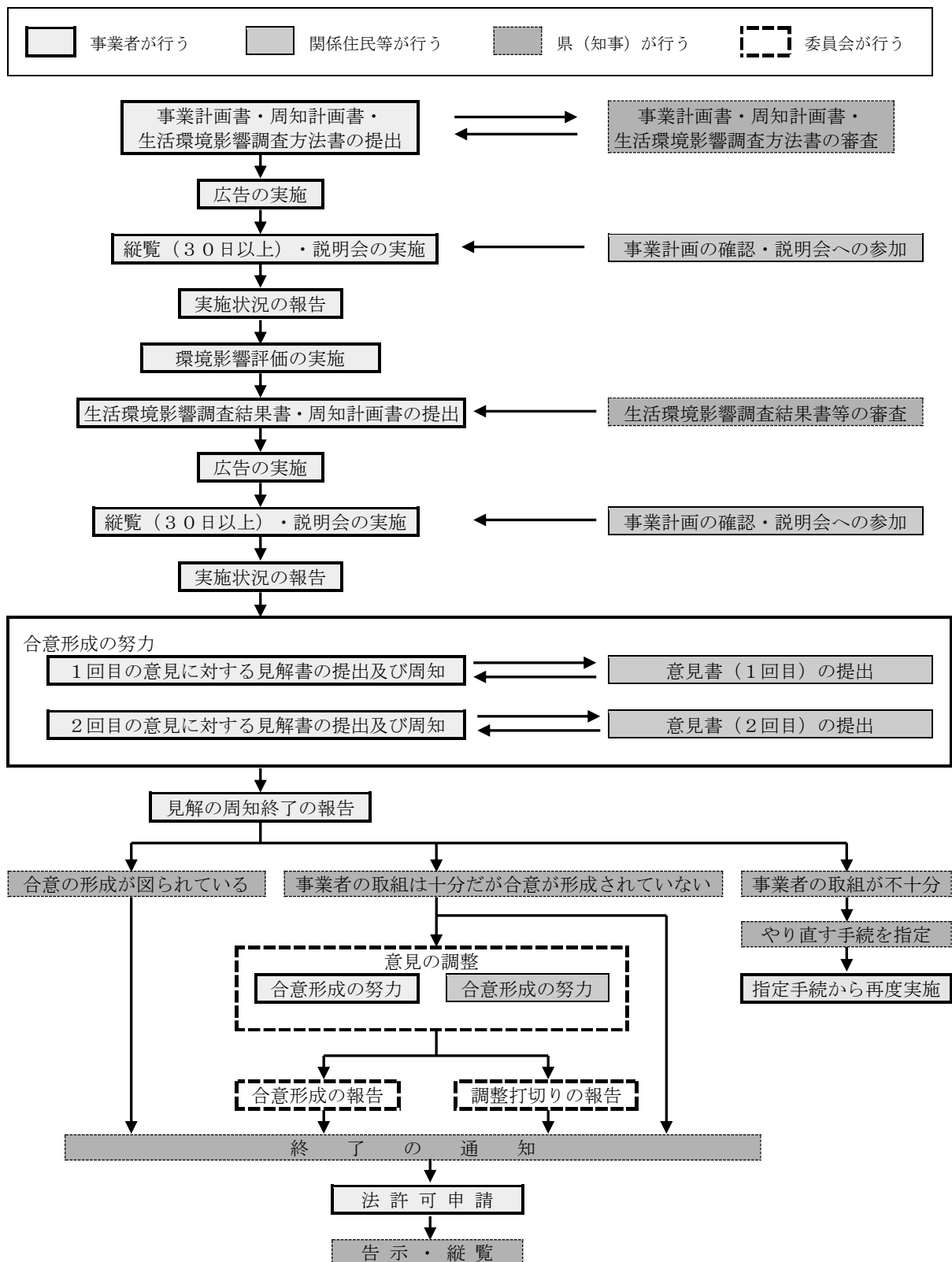
手続全体の基本的なフローは４～７ページのとおりです。
設置する施設の種類により異なりますのでご注意ください。

例：法告示縦覧施設（焼却施設、最終処分場等）を設置等（環境影響評価実施事業者（※）を除く。）する場合

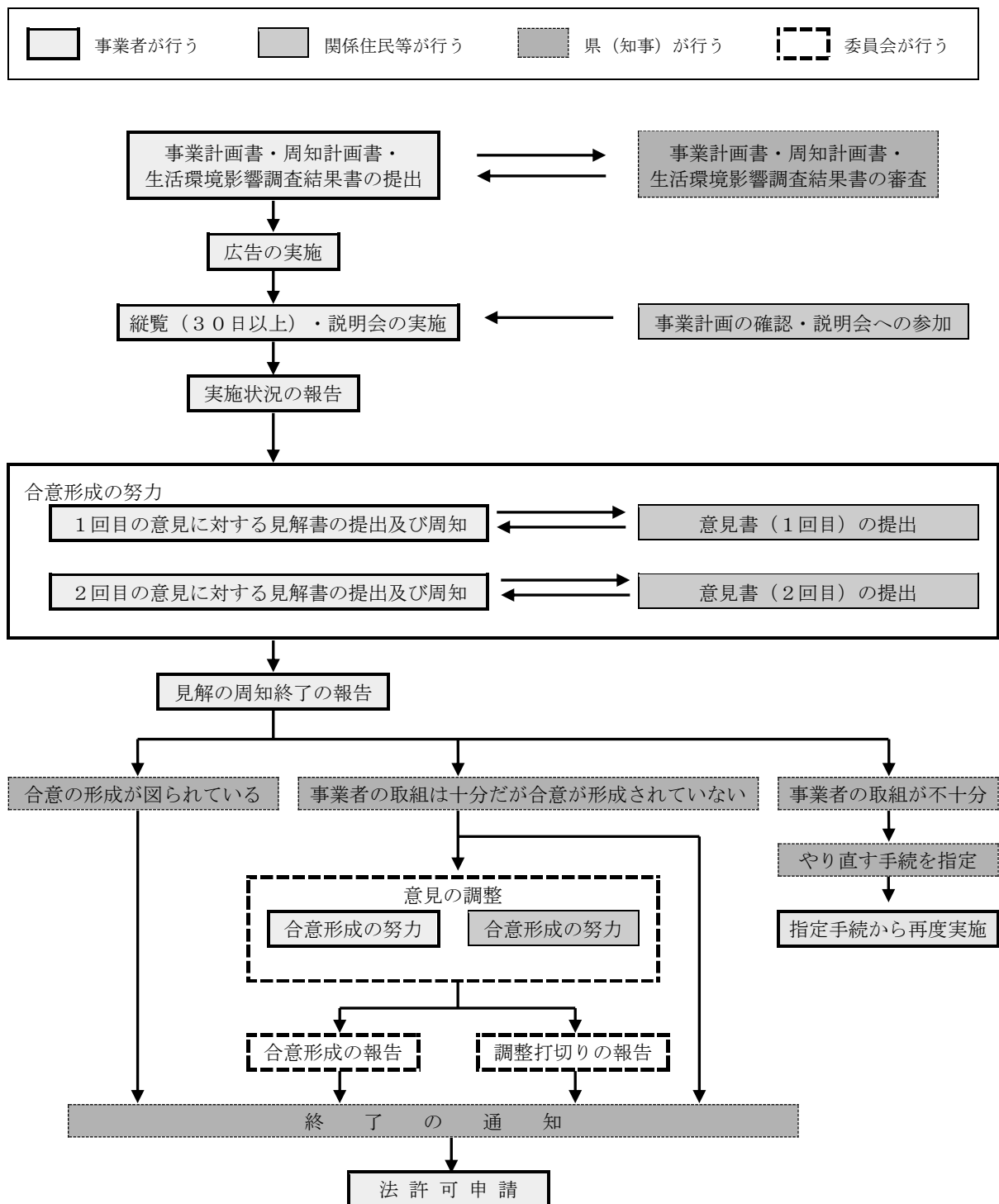


※ 環境影響評価法若しくは岐阜県環境影響評価条例に基づき環境影響評価の手続を行う事業者。
 ・環境影響評価法の対象施設：最終処分場（面積30ha以上又は面積25ha～30ha未満で対象となるもの）
 ・岐阜県環境影響評価条例の対象施設：最終処分場（面積5ha以上（環境影響評価法対象事業を除く））、焼却施設（100t／日以上）

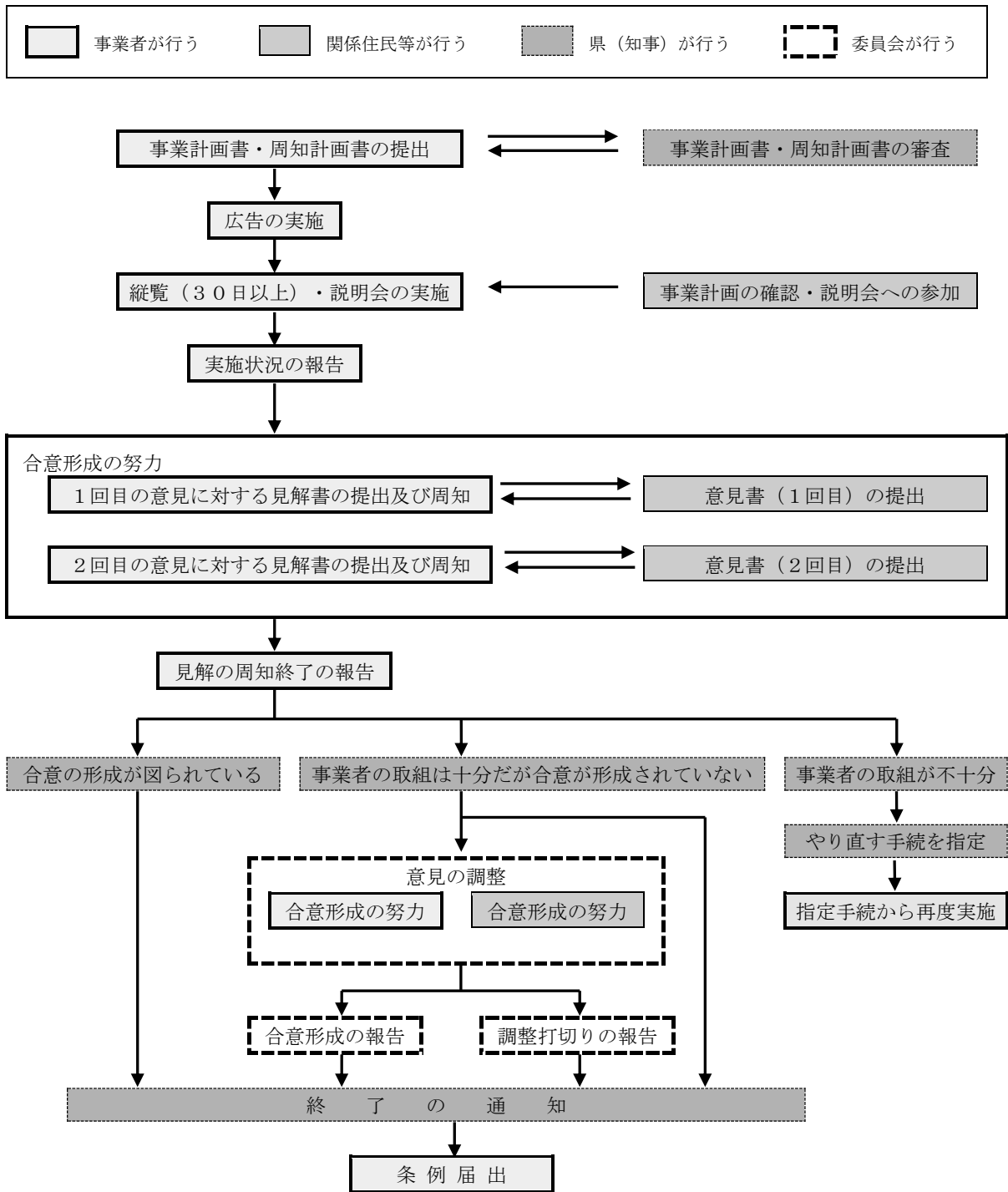
例：法告示縦覧施設（焼却施設、最終処分場等）を設置等（環境影響評価実施事業者に限る。）する場合



例：法告示縦覧施設（焼却施設、最終処分場等）以外の法許可施設を設置等する場合



例：条例施設（小規模産業廃棄物処理施設）を設置等する場合



3 対象施設

(1) 設置許可（知事許可）が必要な産業廃棄物処理施設

法に規定する設置許可が必要な産業廃棄物処理施設は次表のとおりです。

設置許可が必要な産業廃棄物処理施設

号	施設の種類	規模(いずれかに該当するもの)
1	汚泥の脱水施設	・ 10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）	・ 10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の天日乾燥施設	・ 100m ³ /日を超えるもの
3	汚泥（PCB汚染物、PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	・ 5m ³ /日を超えるもの ・ 200kg/時以上のもの ・ 火格子面積2m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）	・ 10m ³ /日を超えるもの
5	廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設	・ 1m ³ /日を超えるもの ・ 200kg/時以上のもの ・ 火格子面積2m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	・ 50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	・ 5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類（PCB汚染物、PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	・ 100kg/日を超えるもの ・ 火格子面積2m ² 以上のもの
8の2	木くず（建設業、木材又は木製品製造業等の事業活動に伴って生じたもの）又はがれき類の破碎施設	・ 5t/日を超えるもの
9	令別表第3の3に規定する有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	・ すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	
12の2	廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）又はPCB処理物の分解施設	・ 200kg/時以上のもの ・ 火格子面積2m ² 以上のもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
13の2	産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号及び第12号の焼却施設を除く。）	・ 200kg/時以上のもの ・ 火格子面積2m ² 以上のもの
14	産業廃棄物の最終処分場（遮断型、安定型、管理型）	・ すべての施設

※告示縦覧施設： 令第7条の2で規定している施設で、知事が申請年月日や縦覧場所等を告示するとともに、申請書等を公衆の縦覧に供する施設です。上記表中の3、5、8、11の2～14の施設が該当します。

(2) 届出が必要な小規模産業廃棄物処理施設

小規模産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理業者が設置する施設であって、法に規定する産業廃棄物処理施設以外の施設として適正条例に規定されているものを指します。産業廃棄物処理施設に規定する処理能力に満たない施設や産業廃棄物を処理するためのその他の施設（選別施設、肥料化施設、切断施設、炭化施設、生物処理施設、再生施設、その他産業廃棄物を処理する施設）が該当します。

(3) 条例手続に係る規定が適用されない事業者

条例第 41 条に規定する事業者は手続の全部若しくは一部が適用されませんので、手続を行う際に確認してください。

4 周知対象範囲及び対象者

(1) 対象範囲

産業廃棄物処理施設等を設置等する場所の周辺【周知地域】

○産業廃棄物処理施設

- ① 汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、廃油の油水分離施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、木くず・がれき類の破碎施設、汚泥（水銀等を含む。）のコンクリート固型化施設、汚泥（水銀、その化合物を含む。）のばい焼施設、シアン化合物（汚泥等に含まれるもの）の分解施設

→ 計画地の敷地境界から 200m 以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

- ② 汚泥（PCB 汚染物等を除く。）の焼却施設、廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設、廃プラスチック類（PCB 汚染物等を除く。）の焼却施設、廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃 PCB 等の焼却施設、廃 PCB 等の分解施設、PCB 汚染物等の洗浄施設又は分離施設、その他の産業廃棄物の焼却施設

→ 計画地の敷地境界から 500m 以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

- ③ 産業廃棄物の最終処分場（遮断型最終処分場、安定型最終処分場、管理型最終処分場）

→ 計画地の敷地境界から 500m 以内の地域及び廃棄物運搬車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道（道路境界から 100m 以内の地域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

○小規模産業廃棄物処理施設

- ① 産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設

→ 計画地の敷地境界から 500m 以内の地域

- ② その他の小規模産業廃棄物処理施設

→ 計画地の敷地境界から 100m 以内の地域

○施設から放流水がある産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設

→ 施設の種類に応じた範囲に加え、放流水が流入する公共用水域における放流地点から 1000 メートル以内の水域（低水量時に放流水が 100 倍に希釈される場合はその地点まで）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域

(2) 対象者

周知地域内の次の者【関係住民】

- ① 隣接地（計画地の敷地境界から 10m 以内の土地）に所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者
 - ② 居住者
 - ③ 事務所若しくは事業場を有する個人又は法人
 - ④ 農業又は林業を営む者
 - ⑤ 水域の管理者、水利権者（慣行水利権者を含む。）、漁業を営む者、漁業権者
 - ⑥ 町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって周知地域内に居住する者が属する団体（自治会等）
 - ⑦ 上記の者以外で、周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者
- ※⑤は施設からの放流水がある場合に限る。

5 周知の手続

(1) 広告

縦覧及び説明会を行うことについて、関係住民に知らせる事前の「お知らせ」です。周知地域内の関係住民の状況に応じて効果的な方法を検討し、その多くの者が知り得る方法で行う必要があります。

(2) 縦覧

事業計画書の写し等を関係住民等が閲覧できる状態にすることです。事業計画の把握・理解を求めるための手続であり、周知地域や関係住民の状況に配慮して実施することが重要です。

(3) 説明会

縦覧の手続を補完するために行われる、事業計画についての関係住民の理解をより深めるための手続です。事業計画を説明するため住民と直接対話する機会ですので、周知地域や関係住民の状況に配慮して実施することが重要です。

6 手続終了後の許可申請等

終了の通知を受けた日から 1 年以内に法許可申請等を行う必要があります。申請等を行わなかった場合、条例手続を最初からやり直すことになります。

Ⅱ－２ 書類の作成・提出における注意事項

１ 書類の作成

- (１) 事業計画書等の様式は、手続条例のホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/shorigyosha/tetsuzuki-jorei.htm>) からダウンロードできます。ダウンロードできない方は、県事務所等の窓口 に備え付けの様式をご利用ください。
- (２) 必要な添付書類及び記載方法については、「Ⅱ－３ 添付書類及び記載例」を ご覧ください。なお、記載例は木くずの破砕施設 1 基を新規に設置する場合を想定 したものです。
- (３) 添付書類の作成に当たっては、添付書類作成要領を参考にしてください。規則で 定められた様式以外の書類は所要の事項がすべて記載されていれば類似のものであ っても差し支えありません。
- (４) 提出に当たっては、必要書類の添付漏れがないようにしてください。また、誤記 入や記入漏れに注意してください。
- (５) 提出書類は、A 4 版の大きさとしてください。図面等で A 4 版では内容が判別で きない場合は A 4 版以外の大きさの用紙でも構いませんが、A 4 の袋に入れるか、 折りたたんで A 4 の大きさになるようにしてください。
- (６) 彩色する場合は蛍光ペンは使用せず、色鉛筆等長期間保存しても色が消えないも のを使用してください。
- (７) 書類は、「必要書類一覧」に記載された書類順とし、各分類の最初の書類には 分類名を記載したインデックスを貼り付けてください。
- (８) 字句、数字等は明瞭に記載してください。

２ 書類の提出

- (１) 書類は計画地を所管する県事務所等へ提出してください。
- (２) 書類を窓口へ持参する場合は、あらかじめ提出先の担当者に連絡をお願いします。
- (３) 書類の提出は郵送でも構いませんが、控えの返却を希望する場合は、必要金額分 の切手を貼った宛名明記の返信用封筒を同封してください。なお、修正等の必要が ある場合は、連絡の上提出分をすべて返却することがあります。

３ 提出部数

	正本（部）	副本（部）	その他
１ 事業計画書	１	１＋関係市町村の数	告示縦覧施設の副本は別途指示する部 数、移動式施設の副本は１部
２ 事業計画変更届出書	１	１＋関係市町村の数	軽微な変更の場合の副本は１部
３ 事業計画廃止届出書	１	１＋関係市町村の数	
４ 周知計画書	１	１＋関係市町村の数	
５ 周知計画変更届出書	１	１＋関係市町村の数	軽微な変更の場合の副本は１部
６ 実施状況報告書	１	１	
７ 生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書	１	１＋関係市町村の数	
８ 見解書	１	１＋関係市町村の数	
９ 周知終了報告書	１	１	
１０ 異議の申立書	１	－	
１１ 意見調整申出書	１	－	

注：事業者用の控えが必要な場合は副本を 1 部追加してください。

Ⅱ－３ 添付書類及び記載例

１ 事業計画書

条例の手続を行う際、最初に作成する書類です。

この事業計画書は、関係住民の縦覧に供されるものですので、産業廃棄物に関する知識のない方でも分かりやすい書類となるよう配慮して作成してください。

★ポイント

- １ 事業計画を変更するときは、次に掲げる変更を除き、手続のやり直しとなりますので、計画を十分検討し、確定した上で提出してください。
 - ① 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力が増加しない事業計画の変更であって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
 - ② 関係住民等の意見に対する事業者の見解、意見の調整若しくは環境保全協定に基づいて行われる事業計画の変更であって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
 - ③ ①と②に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと知事が認める変更
- ２ 条例手続終了後は、法許可申請等の手続を行うこととなりますので、事業計画は、法に定める処理基準、法及び適正条例に定める施設の技術上の基準、維持管理の技術上の基準に適合したものとしてください。
- ３ 関係住民の縦覧に供される書類ですので、事業活動情報、個人情報等の記載には十分ご注意ください。
- ４ 事業計画を円滑に進めるためには、他法令による規制の有無について関係機関に確認しておくことが重要です。ただし、事業計画書の提出時点で確認状況を報告する必要はありません。

事業計画書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	事業計画書（規則様式第1号）
2	事業計画の概要を記載した書類
3	処理能力の算出根拠を明らかにする書類
4	処理施設等の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。）
5	周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（最終処分場に限る。）
6	処理工程図（中間処理施設に限る。）
7	排ガス及び排水の量、処理方法を明らかにする書類（処理施設の概要を含む。）及び図面（排出がある場合に限る。）
8	維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
9	計画地付近の見取図
10	計画地及び計画地に隣接する土地の字絵図
11	計画地の土地登記事項証明書
12	生活環境影響調査方法書又は生活環境影響調査結果書（条例第7条第2項に該当する場合に限る。）
13	技術上の基準、維持管理の技術上の基準について適合状況を記載した書類
14	定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人の場合に限る。）
15	適用除外に該当すると事業者が判断した理由書（該当する場合に限る。）

事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

注 1

郵便番号
住所
氏名

500-8384
岐阜県岐阜市萩田南2丁目〇〇番地
岐阜〇〇株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画を定めたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設等の設置等の目的 又は産業廃棄物処理施設等の設置等 を必要とする理由	注 2	現在、建設工事業者から委託を受け、焼却処理している木くずについて、リサイクルが可能なものについては破砕し、製紙原料として販売するために破砕施設を設置する。
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	注 3	岐阜県〇〇市××町△△番地
産業廃棄物処理施設等の種類	注 4	破砕施設（令第 7 条第 8 号の 2）1 基
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	注 5	木くず。以上 1 品目。 石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
産業廃棄物処理施設等の処理能力		
最終処分場以外の施設	注 6	m³／日（ ）時間 64 t／日（ 8 ）時間 m³／時間 8 t／時間
最終処分場		面積 m² 埋立容量 m³
産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画		
産業廃棄物処理施設等の位置	注 7 別紙のとおり	
産業廃棄物処理施設等の処理方式	二軸剪断方式	
産業廃棄物処理施設等の構造及び設備	別紙のとおり	

処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	敷地境界における騒音レベル（L_5）：60db 敷地境界における振動レベル（L_{10}）：60db
その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項	別紙のとおり

産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画

排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 注8	敷地境界における騒音レベル（L_5）：60db以下 敷地境界における振動レベル（L_{10}）：60db以下
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 注9	
その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項 注10	別紙のとおり

災害防止のための計画（最終処分場の場合）

産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
火災の発生の防止に関する事項	
その他、最終処分場に係る災害の防止に関する事項 注11	

埋立処分の計画（最終処分場の場合）

産業廃棄物の処理に伴い生ずる産業廃棄物の処分方法 注12	
焼却灰等の処分方法（令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合）	
汚泥等の処分方法（令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合）	

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法（令第7条第11号の2に掲げる施設の場合）	
産業廃棄物の中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法（小規模産業廃棄物処理施設の場合）	
産業廃棄物処理施設等に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 注13	搬出入時間：午前10時から午前12時の間及び午後1時から午後2時の間 方法：4tダンプトラックによる
着工予定年月日及び使用開始予定年月日	着工予定 ○○年○○月○○日 使用開始予定 ○○年○○月○○日
周辺地域の生活環境の保全のための措置 注14	○特に措置する事項 大気汚染・粉じん ・ 設置する破砕施設は電力により稼働するため、ばい煙は発生しない。 ・ 処理施設及び保管施設は屋内に設置する。 ・ 廃棄物には、散水装置により適量の水を散布する。 水質汚濁 ・ 廃棄物の処分に伴い使用する水の量は、廃棄物を湿らす程度であり、流出はしない。 土壌・地下水汚染 ・ 処理施設は屋内に設置し、床はコンクリート舗装するため、廃棄物に散布した水は地面に浸透しない。 ・ 処理前及び処理後の廃棄物は屋内で保管するため、土壌への影響はない。 騒音 ・ 建屋壁面には、防音ボードを設置する。 ・ 施設内で使用する重機は、低騒音型のものを使用する。 ・ 作業時間は9時～17時とする。 振動 ・ 施設内で使用する重機は、低振動型のものを使用する。 悪臭 ・ 腐敗したもの及び腐敗しやすいものは取り扱わないため、悪臭は発生しない。 その他、別紙のとおり適正に維持管理し、周辺地域の生活環境の保全に努めます。
その他知事が必要と認める事項	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 産業廃棄物処理施設等の変更に係るものであって記載事項について当該変更前後の内容が異なる場合は、その内容を明らかにすること。
- 3 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線（／）を引くこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに、別記様式第2号（事業計画変更届出書）により届け出ること。

連絡先	担当者職名・氏名	事務取締役 岐阜 次郎
	TEL	058-000-0000
	FAX	058-000-0001

【注意事項】

- 注1 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票のとおり記載してください。
- 注2 設置等の目的・理由を簡潔かつ分かりやすく記載してください。
- 注3 (1) 土地登記事項証明書に記載されたとおり記載してください。
 (2) 複数の土地にまたがって処理施設等（処理施設の本体、保管施設、管理事務所等の廃棄物処理事業に係るすべての施設を含む。）を設置等する場合は、すべての土地について記載してください。地番が多い場合は「〇〇市△△町××番 他〇筆（別紙のとおり）」と記載し、全ての筆を記載した別紙を添付してください。
 (3) 土地を取得していない場合は、使用権限の有無若しくは今後の取得見込みを記載してください。
- 注4 (1) 施設の種類を記載した後に施設を規定する法の条文（8ページの表中「号」を参照）を括弧書きで記載してください。小規模産業廃棄物処理施設であって令第7条の施設と異なる種類の施設を設置等する場合はその施設の種類名を記載してください。（例：圧縮施設、有機肥料化施設、減容施設、選別施設）
 (2) 施設を複数設置する場合は次のとおり記載してください。
 【記載例】施設1 破碎施設（令第7条第8号の2）
 施設2 脱水施設（令第7条第1号）
 (3) 1の施設で複数の法許可施設に該当する場合は次のとおり記載してください。
 【記載例】破碎施設（令第7条第7号、令第7条第8号の2）
- 注5 (1) 産業廃棄物の種類とその品目数を記載してください。産業廃棄物の種類は130, 131ページの区分に従ってください。
 (2) 取り扱う廃棄物に限定がある場合は、その限定について括弧書きをしてください。
 例：がれき類（アスファルト廃材に限る。）、廃酸（シアンを含むものを除く。）
 (3) 特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の取扱いについて記載してください。
 (4) 処理施設が複数あり、処理する廃棄物が複数ある場合は次のとおり記載してください。
 【記載例】施設1 木くず。
 金属くず。以上2品目。
 石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
 施設2 汚泥。以上1品目。
 特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

- 注 6 (1) 最終処分場以外の施設の場合は、1 時間あたりの処理能力、稼働時間、これらに乗じた 1 日あたりの処理能力(※)及び最大処理能力を記載してください。
- ※ 1 日あたりの処理能力の算出方法

稼働時間は 8 時間を基本とし、8 時間／日を超える場合は実稼働時間の処理能力を、8 時間未満の場合は 8 時間あたりの処理能力としてください。
- (2) 最終処分場以外の施設の場合で、複数の品目の廃棄物を取り扱う場合は、すべての品目ごとに処理能力を記載してください。
- (3) 最終処分場以外の施設を複数設置し、複数の廃棄物を処理する場合は次のとおり記載してください。
- 【記載例】施設 1 木くず 64 t／日(8 時間) 8 t／時間
金属くず 88 t／日(8 時間) 11 t／時間
施設 2 汚泥 16 m³／日(8 時間) 2 m³／時間
- (4) 最終処分場の場合は、埋立処分する場所の面積及び埋立容量を記載してください。
- 注 7 (1) 以下に示した項目は「別紙のとおり」と記載してください。別紙は以下の書類及び図面が該当します。
- (ア)「産業廃棄物処理施設等の位置」：計画地付近の見取図及び平面図
 - (イ)「産業廃棄物処理施設等の構造及び設備」：立面図、断面図、構造図
 - (ウ)「処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量」：排ガス及び排水の量を明らかにする書類
 - (エ)「処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法」：排ガス及び排水の処理方法を明らかにする書類
 - (オ)「その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項」：保管量の計算書、処理能力の計算書等
- (2) 施設を複数設置する場合の処理方式は次のとおり記載してください。
- 【記載例】施設 1 二軸剪断方式
施設 2 真空脱水方式
- (3) 「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」の欄には、定常運転を行った際の設計計算値を記載してください。
- 注 8 「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」の欄には、処理施設に係る周辺的生活環境の保全を考慮したうえで、自ら達成することとした数値を記載してください。
- 注 9 排ガスと放流水とを分けて記載してください。
- 注 10 「別紙のとおり」と記載してください。別紙は別添書類 8「維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面」が該当します。
- 注 11 例えば、次の事項が該当します。
- ① 最終処分場であることを表示する立札に関する事項
 - ② 立入防止の囲いに関する事項
 - ③ 搬入される産業廃棄物について行う検査に関する事項
- 注 12 該当する処理施設について、産業廃棄物の処理に伴い生ずる産業廃棄物の種類、処分方法を記載してください。
- 注 13 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間について記載してください。方法については、車両の種類を記載してください。
- 注 14 (1) 大気汚染・粉じん、水質汚濁、土壌・地下水汚染、騒音、振動、悪臭の項目別に、周辺地域の生活環境の保全のために特に実施する措置を記載してください。なお、対策が必要でない場合は、その理由を記載してください。
- (2) 別紙の内容は、具体的には「維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面」及び「技術上の基準、維持管理の技術上の基準について適合状況を記載した書類」のうち、周辺地域の生活環境の保全のための措置が該当します。
- 注 15 書類について説明できる者の氏名及び連絡先を記載してください。

【添付書類作成要領】

No. 2 事業計画の概要を記載した書類

- (1) 事業の背景、経緯、内容等を記載してください。
- (2) 施設を追加する場合若しくは自社処理施設を処分業に転用する場合は、その旨を記載してください。
- (3) 計画地の面積を記載してください。なお、事業を行うにあたり、土地の造成等を行う場合はその旨及び開発面積を記載してください。
- (4) 計画地内の建築物について、既設、新設の区分を明示してください。
- (5) 計画地から排水（雨水は除く。）がない場合や生活排水のみである場合は、その旨記載してください。

No. 3 処理能力の算出根拠を明らかにする書類

- (1) 処理対象物の性状、処理対象物ごとの施設の処理能力を記載してください。なお、処理対象物ごとの施設の能力を算出できない場合は、その理由を記載してください。
- (2) 原則、1時間あたりの処理能力を求め、稼働時間（8時間未満の場合は8時間とする。）を掛けて1日あたりの処理能力を求めてください。

No. 4 処理施設等の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。）

- (1) 処理施設等には処理施設のほか、保管施設、建屋、事務所、囲い等が含まれます。
- (2) 設計計算書は、処理施設について作成してください。
- (3) 設計計算書は、設計の妥当性、処理能力の妥当性、技術的完成度等を判断するためのものであり、メーカーが作成したものを添付しても構いません。
- (4) 処理施設等の詳細が分かる図面（平面図、立面図、断面図、構造図）を添付してください。
- (5) 図面は以下のものについて作成してください。
 - ① 事業所（計画地）内の配置
 - ・ 事業所の範囲、処理施設、保管施設（囲い、隔壁、表示の位置等を含む。）、建屋、事務所、周囲の柵の状況等（設置位置、構造、高さ、地形）、雨水排水路、排水処理設備、排ガス処理設備、悪臭防止設備、表示、散水施設、防音壁、消火器の位置を明示してください。
 - ② 処理施設（排ガス処理設備、排水処理設備を除く。）
 - ③ 保管施設
 - ・ 受入廃棄物、中間処理物の保管量及びその算出根拠を記載してください。
 - ④ 建屋
- (6) 構造図には、処理施設の設置の状況（据付けの方法等）を明示してください。
- (7) それぞれの図面には、寸法を記載してください。
- (8) 生活環境影響調査結果書の添付を要しない施設の設置等の場合は、著しい騒音、振動、悪臭等の発生により周辺的生活環境を損なわない施設であることを説明できる資料、計算書等を添付してください。

No. 5 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（最終処分場に限る。）

地層図、地形図、ボーリング調査結果、地下水調査結果等を添付してください。

No. 6 処理工程図（中間処理施設に限る。）

- (1) 取り扱う産業廃棄物のすべての処理フローを記載してください。
- (2) 別掲の記載例を参照して作成してください。
- (3) 取り扱う産業廃棄物の受入基準及びその確認方法を記載した書類を添付してください。
- (4) 中間処理したものが有価物か廃棄物か明らかにするとともに、それらの処理・売却先（予定も含む。）を記載した書類を添付してください。なお、処理・売却先は、可能な限り具体的に記載してください。

No. 7 排ガス及び排水の量、処理方法を明らかにする書類（処理施設の概要を含む。）及び図面（排出がある場合に限る。）

- (1) 排ガス及び排水について、処理前と処理後の性状、排出量（通常・最大）、排出量の根拠及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を明らかにした書類を添付してください。
- (2) 排ガス処理設備及び排水処理設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。
- (3) 事業場内の水勾配を示した図面及び排水（生活排水、雨水を含む。）の経路図、並びに敷地境界から主要な河川・水路までの経路図を添付してください。

No. 8 維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面

- (1) 次の事項について記載してください。
 - ① 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - ・ 廃棄物処理施設に係る周辺的生活環境の保全を考慮した上で自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載してください。
 - ② 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - ・ 自ら実施することとした排ガス等の測定の頻度、測定箇所数等を記載してください。
 - ・ その他に記載する事項は、例えば、測定場所の選定理由、測定結果の記録・保存に関する事項が考えられます。
 - ・ 測定場所を示す図面を添付してください。
 - ③ その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項
 - ・ 処理施設の点検及び機能検査の頻度等を記載してください。
 - ・ その他記載する内容は、次の事項が考えられます。
 - (ア) 環境保全協定の締結事項のうち、維持管理に関する計画に該当する事項
 - (イ) 意見に対する見解若しくは意見の調整における合意事項のうち、維持管理に関する計画に該当する事項
 - (ウ) 付近の周辺環境（病院、保育所、幼稚園、学校、福祉施設等）に配慮した内容
 - (エ) 廃棄物運搬車両の搬入搬出時間に関する事項
 - (オ) 施設の稼働日、稼働時間に関する事項
- (2) 維持管理に関する計画は、施設の設置後に当該計画を変更する場合、法第 15 条の 2 の 6 に規定する変更許可申請、若しくは適正条例第 21 条第 3 項に規定する変更届が必要となる場合がありますので、作成に当たっては十分注意してください。

No. 9 計画地付近の見取図

- (1) 計画地付近（計画地の周囲 1 km 範囲程度）の状況がわかる地図を添付してください。
- (2) 縮尺は計画地付近の状況に合わせて 1 万分の 1 ～ 1 万 5 千分の 1 程度とし、地図に明示してください。
- (3) 付近の病院、保育所、幼稚園、学校、福祉施設等の位置及び施設からの距離を明示してください。
- (4) 法許可施設の場合は、付近の病院、保育所、幼稚園、学校、福祉施設等に対して配慮する事項を記載してください。

No. 10 計画地及び計画地に隣接する土地の字絵図

- (1) 登記所に備え付けられている公図、地籍調査の成果である地籍図若しくは市町村が保管している地図等のうち、筆界が現況を最もよく表しているものを選択してください。
- (2) 事業所（計画地）の範囲及び計画地の敷地境界から現況で 10m に相当する範囲を明示してください。
- (3) 隣接地が河川、道路、鉄道である場合は、その旨表示してください。

- (4) 写しを添付する場合は、提出時に原本を窓口に提示してください。

No. 11 計画地の土地登記事項証明書

- (1) 登記事項要約書でも構いません。
(2) 土地登記事項証明書の写しを添付する場合は、提出時に原本を窓口に提示してください。

No. 12 生活環境影響調査方法書又は生活環境影響調査結果書（条例第7条第2項に該当する場合に限る。）

- (1) 作成に当たっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」を参照してください。指針は以下のホームページに掲載されています。

http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html

- (2) 調査項目を明らかにするとともに、調査を行わない項目については行わないと判断した理由を明らかにしてください。

No. 13 技術上の基準、維持管理に関する技術上の基準について適合状況を記載した書類

- (1) 処理施設毎に定められた技術上の基準、維持管理上に関する技術上の基準の全ての項目に対して、事業計画の内容が基準に適合していることを各基準毎に具体的に記載してください。

- (2) 作成に当たっては、基準と実施する措置等とを対比させる形式としてください。なお、施設毎の基準は以下のとおりです。

① 最終処分場：

＜技術上の基準＞基準省令第2条第1項

＜維持管理に関する技術上の基準＞基準省令第2条第2項

② 最終処分場以外の法許可施設：

＜技術上の基準＞省令第12条、第12条の2

＜維持管理に関する技術上の基準＞省令第12条の6、第12条の7

③ 小規模産業廃棄物処理施設：

＜技術上の基準及び維持管理上に関する技術上の基準＞

適正処理条例第21条第4項に規定する技術上の基準（平成11年岐阜県告示第703号）

- (3) 屋外に産業廃棄物を保管する場合には、廃棄物の飛散、流出防止のための必要な措置の項に風雨による飛散流出防止方法を記載してください。

No. 14 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人の場合に限る。）

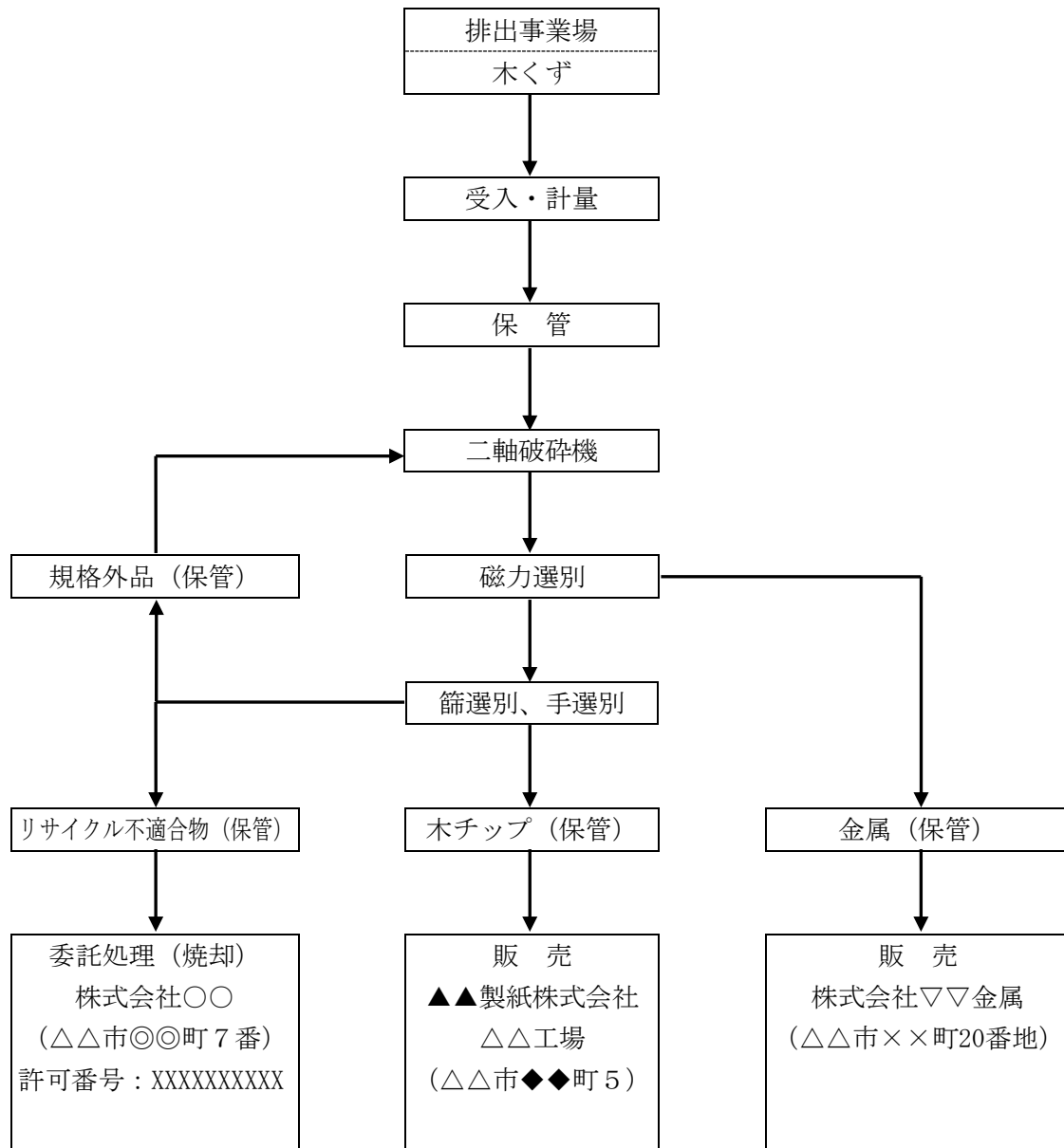
- (1) 定款には、「この写しは、原本の写しに相違ありません。」等の文言を記載し、事業者の名称及び代表者名の記載及び押印により原本証明してください。なお、定款変更されている場合は、変更後のものを添付してください。

- (2) 登記事項証明書は、現況を確認できるものを添付してください。なお、登記事項証明書の写しを添付する場合は、提出時に原本を窓口に提示してください。

No. 15 適用除外に該当すると事業者が判断した理由書（該当する場合に限る。）

条例第41条に規定する適用除外に該当すると判断した場合は、その判断した理由を記載してください。

処理工程図



※ あくまでも記載例ですので、実際の処理工程に基づき作成してください。

2 事業計画変更届出書

事業計画を変更しようとするときに届け出る書類です。

★ポイント

- 1 次の①～③の変更を除き、手続のやり直しとなりますので、ご注意ください。
 - ① 主要な設備の変更でなく、かつ、処理能力が増加しない事業計画の変更であって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
 - ② 関係住民等の意見に対する事業者の見解、意見の調整又は環境保全協定に基づいて行われる事業計画の変更で、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
 - ③ ①、②のほか生活環境への負荷を増大させないものと知事が認める変更
- 2 変更前後を比較して、何をどう変更するのかをわかりやすく記載してください。
- 3 条例手続の終了後から法手続等を行うまでの間に変更する場合も提出する必要があります。

事業計画変更届出書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	事業計画変更届出書（規則様式第2号）
2	変更に係る書類及び図面

事業計画変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

郵便番号 **500-8384**
 住 所 **岐阜県岐阜市萩田南2丁目〇〇番地**
 氏 名 **岐阜〇〇株式会社**
 代表取締役 **岐阜 太郎**

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した事業計画書を変更したいので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	岐阜県〇〇市××町△△番地	
産業廃棄物処理施設等の種類	破砕施設（令第7条第8号の2）1基	
変更に係る事項	維持管理に関する計画の変更	
	変更前	〇〇年〇〇月〇〇日に提出した事業計画書の「維持管理に関する計画を明らかにする書類」のとおり
	変更後	維持管理に関する計画に「搬入を目的とする産業廃棄物運搬車の公道上における待機は、決して行わないものとする。」旨の内容を追加する。 詳細は別紙のとおり
変更の理由	〇〇年〇〇月〇〇日に意見書に対する見解を知事に提出し関係住民に周知したため	
備考	変更履歴なし	具体的に記載してください

記入上の留意事項

- 1 変更に係る書類及び図面を添付すること。
- 2 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 備考欄には変更の履歴を記載すること。

連絡先 注1	担当者職名・氏名	専務取締役 岐阜 次郎
	TEL	058-000-0000
	FAX	058-000-0001

【注意事項】

注1 書類について説明できる者の氏名及び連絡先を記載してください。

3 事業計画廃止届出書

事業計画を廃止しようとするときに届け出る書類です。

★ポイント

- 1 廃止の届出は、条例第29条に規定する終了の通知を受けた後でも行わなければなりません。

事業計画廃止届出書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	事業計画廃止届出書（規則様式第3号）

事業計画廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

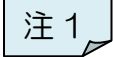
郵便番号 **500-8384**
住 所 **岐阜県岐阜市萩田南2丁目〇〇番地**
氏 名 **岐阜〇〇株式会社**
代表取締役 岐阜 太郎

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した事業計画を廃止したので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業計画	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	岐阜県〇〇市××町△△番地
産業廃棄物処理施設等の種類	破碎施設（令第7条第8号の2）1基
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	木くず。以上1品目。 石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
産業廃棄物処理施設等の処理能力	64t/日（8）時間 8t/時間
事業計画の廃止を決定した日	〇〇年〇〇月〇〇日
事業計画を廃止した理由	具体的に記載してください

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先 	担当者職名・氏名	事務取締役 岐阜 次郎
	TEL	058-000-0000
	FAX	058-000-0001

【注意事項】

注1 書類について説明できる者の氏名及び連絡先を記載してください。

4 周知計画書

関係住民に事業計画の周知を行う計画について作成する書類です。

★ポイント

- 1 周知地域内の関係住民を十分に把握してください。
- 2 計画の立案に当たっては、地域の事情を考慮して関係住民の多くが知り得る方法を選択してください。
- 3 周知計画書は、事業計画書の審査の進行状況を考慮し作成するようにしてください。

周知計画書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	周知計画書（規則様式第4号）
2	周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所、周知の場所を明らかにする図面
3	関係住民の多くの者に広告できると事業者が判断した理由を記載した書類又は図面
4	説明会で配布を予定する書類及び図面等
5	広告の案、縦覧の場所、周知の場所における表示の案

周 知 計 画 書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

郵便番号 **500-8384**
 住 所 **岐阜県岐阜市藪田南2丁目〇〇番地**
 氏 名 **岐阜〇〇株式会社**
代表取締役 岐阜 太郎

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した事業計画書に係る周知計画を定めたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業計画 注1	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	岐阜県〇〇市××町△△番地
産業廃棄物処理施設等の種類	破碎施設（令第7条第8号の2）1基
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	木くず。以上1品目。 石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
産業廃棄物処理施設等の処理能力	64t/日（8）時間 8t/時間
周知地域及び関係住民に関する事項 注2	
事業計画の周知を行う地域	別紙のとおり
事業計画の周知の対象となる関係住民	別紙のとおり
広告に関する事項	
広告の方法（第10条第1項第1号関係） 注3	周知地域内の集会所等の公共の場所及び関係市町村の庁舎において掲示を行う。
広告の場所	A自治会集会所、B自治会公民館、〇〇市役所環境課
広告の対象地域	周知地域内全域
広告の対象となる関係住民	すべての関係住民
広告の期間	〇年2月18日～〇年3月31日

広告の方法（第10条第1項第2号関係）		別紙のとおり 注4
広告の対象地域		周知地域内全域
広告の対象となる関係住民		すべての関係住民
広告の期間		○年 2月18日 ～ ○年 3月31日
縦覧に関する事項	注5	周知地域内の集会所等の公共の場所及び関係市町村の庁舎において縦覧に供する。 縦覧の場所における表示内容は、別添のとおり
縦覧の場所	注6	A自治会集会所、B自治会公民館、〇〇市役所環境課
縦覧の期間		○年 3月1日 ～ ○年 3月31日
縦覧の時間		午前8時30分 ～ 午後5時00分
説明会に関する事項		
説明会の開催日時		①○年3月14日 午後7時00分 ～ 午後9時00分 ②○年3月21日 午後7時00分 ～ 午後9時00分
説明会の場所及び収容人員	注7	①A自治会集会所 40人収容 ②B自治会公民館 50人収容
説明会の対象となる関係住民		すべての関係住民
説明会で配布を予定する書類及び図面等	注8	事業計画の概要、施設の図面、周辺環境の保全のための措置等。 説明会開催時まで提出する。
生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果の周知に関する事項		
周知の方法	注9	
周知の場所	注10	
周知の期間及び時間		
その他		
見解の周知に関する事項		
周知の方法	注11	周知地域内の集会所等の公共の場所及び関係市町村の庁舎において掲示を行う。 周知の場所における表示内容は、別添のとおり 意見書の提出者へ見解書を送付する。

周知の場所	注12	A自治会集会所、B自治会公民館、〇〇市役所環境課
周知の期間及び時間	注13	【1回目】 ○年 5月14日 ～○年 5月27日 午前8時30分～午後5時00分 【2回目】 ○年 7月2日 ～○年 7月15日 午前8時30分～午後5時00分
その他		

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 3 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線（／）を引くこと。
- 4 「検討結果の周知に関する事項」及び「見解の周知に関する事項」については、その実施方法に応じて必要な事項を「その他」の欄に記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 7 周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに、様式第5号（周知計画変更届出書）により届け出ること。

連絡先 注14	担当者職名・氏名	事務取締役 岐阜 次郎
	TEL	058-000-0000
	FAX	058-000-0001

【注意事項】

- 注1 事業計画書に記載した内容と同一としてください。
- 注2 「別紙のとおり」と記載してください。別紙は「周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所、周知の場所を明らかにする図面」が該当します。
- 注3 選択した広告の方法（掲示によるもの）を記載してください。
- 注4 「別紙のとおり」と記載してください。別紙は「関係住民の多くの者に広告できると事業者が判断した理由を記載した書類又は図面」が該当します。
- 注5 選択した縦覧の方法を記載してください。
- 注6 縦覧を行う場所をすべて記載してください。
- 注7 計画した説明会の開催日、時間、場所及び収容人員をすべて記載してください。
- 注8 「別紙のとおり」と記載してください。別紙は、説明会で配布を予定している書類等が該当します。なお、作成中の場合は、説明会で配布を予定している書類等の概要及び説明会開催時まで提出する旨を記載してください。
- 注9 選択した周知の方法を記載してください。
- 注10 周知を行う場所をすべて記載してください。
- 注11 選択した周知の方法を記載してください。
- 注12 周知を行う場所をすべて記載してください。
- 注13 1回目と2回目を分けて記載してください。
- 注14 書類について説明できる者の氏名及び連絡先を記載してください。

【添付書類作成要領】

No. 2 周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所、周知の場所を明らかにする図面

- (1) 図面の縮尺は周知地域の全体を表示できるものとし、図面に明示してください。
- (2) 図面上に周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所、周知の場所を記載してください。
- (3) 広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所、周知の場所が周知地域外である場合は、その場所を設定した理由を記載してください。
- (4) 縦覧の場所については、縦覧期間中、縦覧希望者の応対や縦覧書類の管理が可能な場所を選定してください。
- (5) 周知地域の設定根拠を記載してください。
 - ・ 周知地域の範囲は、規則第8条第3項に定める地域を基準として設定してください。
 - ・ 「生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域」については、例えば、排ガスを排出する施設（焼却施設等）にあつては、最大着地濃度地点における予測結果等により、生活環境保全上一定の影響があるとされた地域を設定してください。
- (6) 事業所（計画地）の範囲及び計画地の敷地境界から現況で10mに相当する範囲を記載し、その土地の所有者及び使用権者の状況を一覧表にしてください。
- (7) 図面上に周知地域内の住居、事務所、事業場、農地、林地の場所を記載し、そのうち関係住民が把握できなかった場所を明示してください。
- (8) 廃棄物処理施設からの放流水がある施設で、その周知地域を当該水域において低水量時に放流水が100倍に希釈される地点までの水域とした場合は、その排水量及び当該排水が流入する水域の水量を明らかにした上で、流入水域の水量が排水量のおおむね100倍となるまでの地域を明示してください。
- (9) 最終処分場の場合は、廃棄物運搬車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道（道路境界から100m以内の地域）となる地域を明示してください。

No. 3 関係住民の多くの者に広告できると事業者が判断した理由を記載した書類又は図面

- (1) 関係住民の区分毎に、把握できた関係住民の状況、把握した方法、広告の方法とその選択理由及び把握できなかった関係住民の状況について記載してください。
- (2) 把握できた関係住民の状況の欄には、把握できた関係住民の種類と数を記載してください。
- (3) 把握した方法の欄には、関係住民を把握するために行った調査の内容（調査年月日、調査対象団体名、聞き取り対象者名、調査内容）を記載してください。なお、記載例は内容を一部省略しています。
- (4) 広告の方法は、掲示以外の方法について記載してください。
- (5) 広告の方法の選択理由は、関係住民の多くの者に広告できると事業者が判断した理由を記載してください。
- (6) 把握できなかった関係住民の状況の欄には、把握できなかった関係住民について、調査結果、調査経緯及び調査内容に基づいて行う対応について記載してください。
- (7) 調査の結果判明した関係住民の氏名を記載する必要はありません。
- (8) 別掲の記載例を参照して作成してください。

No. 4 説明会で配布を予定する書類及び図面等

- (1) 説明会で配布を予定している説明資料を添付してください。なお、周知計画書提出時に説明資料が作成中の場合は、説明会開催時までに窓口に提出してください。
- (2) 説明資料の作成にあたっては、図、イラスト、写真等を用いることにより、説明会参加

者が理解しやすい説明資料となるよう努めてください。

No. 5 広告の案、縦覧の場所及び周知の場所における表示の案

- (1) 広告の案には規則第 10 条第 3 項に規定する事項を記載してください。
- (2) 縦覧の場所及び周知の場所における表示の案には、条例第15条第 2 項、規則第11条第 2 項又は第 3 項若しくは第17条第 3 項に規定する事項を記載してください。なお、規則第11条第 2 項第 4 号又は第 3 項第 4 号若しくは第17条第 3 項第 5 号に規定する事項は、例えば、意見書の提出に関すること（意見書の提出期間、提出先、提出方法等）が該当します。
- (3) 広告の案、縦覧の場所及び周知の場所における表示の案は、別掲の記載例を参照して作成してください。

周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所、周知の場所及び周知の対象となる関係住民は以下のとおりであり、別添図面にその位置、範囲等を示します。

1 周知地域の範囲

〇〇市××地区、△△地区の一部

(計画地の敷地境界から〇〇〇m以内の地域及びこの地域に近接する居住地とする。周知地域の範囲図のとおり)

2 周知の対象となる関係住民

(1) 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は使用权を有する者： 7者

(2) 周知地域内に居住する者： 35者

(3) 周知地域内に事務所又は事業場を有する個人又は法人： 5者

(4) 周知地域内で農業又は林業を営む者： 6者、1組合

(5) 周知地域内の水域の管理者、水利権者、漁業を営む者、又は漁業権者：
2者、1組合及びその組合員

(6) 周知地域内に居住する者が属する自治会等： 2自治会

3 広告の場所

(1) 株式会社〇〇 〇〇事業場(〇〇市××町△△番)

(2) 〇〇市××地区集会場(〇〇市××町▼▼番)

(3) 〇〇市△△地区集会場(〇〇市△△町☆☆番)

(4) 〇〇市役所□□支所(〇〇市□□町▼▼番)

4 縦覧の場所

(1) 株式会社〇〇 〇〇事業場(〇〇市××町△△番)

(2) 〇〇市役所□□支所(〇〇市□□町▼▼番)

5 説明会の場所

(1) 〇〇市××地区集会場(〇〇市××町▼▼番)

(2) 〇〇市△△地区公民館(〇〇市△△町☆☆番)

[選定理由]

周知地域内に多人数を収容することができる場所が存在しないため、周知地域に近く、関係住民が集まりやすく、〇〇名程度の収容が可能である〇〇市××地区集会場及び△△地区公民館を説明会の会場とした。

6 周知の場所

(1) 株式会社〇〇 ××事業場(〇〇市××町△△番)

(2) 〇〇市××地区集会場(〇〇市××町▼▼番)

(3) 〇〇市△△地区公民館(〇〇市△△町☆☆番)

(4) 〇〇市役所□□支所(〇〇市□□町▼▼番)

周知地域の範囲図 記載例



- : 広告、縦覧、周知の場所 ● : 広告、説明会、周知の場所
 [Dashed Box] 計画地 [Red Box] 周知地域の範囲

周知の対象となる関係住民を示す図面 記載例



- : 住居 □ : 事務所又は事業場 △ : 営農地 ◇ : 営林地
 [Dashed Box] 計画地 [Red Box] 周知地域の範囲 - · - 自治会の境界

土地所有者等の一覧表

土地の住所	所有権 の別	所有者等の住所	所有者等の氏名 若しくは名称
岐阜県〇〇市××町□□番地	所有権	岐阜県〇〇市××町□□番地	〇〇 〇〇
岐阜県〇〇市××町●●番地	所有権	岐阜県▽▽市××町□□番地	◇◇工業有限会社
岐阜県〇〇市××町◎◎番地	所有権	岐阜県〇〇市××町◎◎番地	×× ××
	使用権	岐阜県◇◇市〇〇町▽▽番地	△△ △△
岐阜県〇〇市××町▽▽番地	所有権	愛知県●●市◎◎町△番地	◎◎株式会社
岐阜県〇〇市××町◆◆番地	所有権	岐阜県△△市■●町▲番地	□□ □□
岐阜県〇〇市××町△△番地	所有権	岐阜県〇〇市××町◆◆番地	☆☆ ☆☆

※所有権等の別の欄には、所有権若しくは使用権と記載してください。

関係住民の多くの者に広告できると事業者が判断した理由を記載した書類 記載例

関係住民の多くの者に広告できると事業者が判断した理由を記載した書類

関係住民の区分	把握できた関係住民の状況	把握した方法	広告の方法	広告の方法の選択理由	把握できなかった関係住民の状況
計画地に隣接する土地所有者	4 者（すべて A 自治会員）	〇〇年〇〇月〇〇日、土地登記簿を調査。 〇〇年〇〇月〇〇日、A 自治会長◇◇氏に確認。	A 自治会の回覧板で広告書を回覧する。	すべての者が A 自治会員であり、自治会の協力が得られるため。	
	2 社	〇〇年〇〇月〇〇日、土地登記簿を調査。	対象者の事務所等を訪問、又は郵送により広告書を配布する。	確実に周知できるため。	
計画地に隣接する土地使用権者	1 者（A 自治会員）	登記簿調査で把握した土地所有者に確認。 A 自治会長に確認。	A 自治会の回覧板で広告書を回覧する。	A 自治会員であり、自治会の協力が得られるため。	
居住者	4 世帯（A 自治会員） 2 6 世帯（B 自治会員）	A 自治会長及び B 自治会長に確認。	A 自治会及び B 自治会の回覧板で広告書を回覧する。	すべての世帯が A 自治会又は B 自治会員であり、自治会の協力が得られるため。	調査結果：自治会員でない世帯のうち 1 軒の住居について居住の事実が把握できなかった。 調査経緯： 〇〇年〇〇月〇〇日 B 自治会長◇◇氏に確認したが、居住しているかどうか分からないとの回答であった。 〇〇年〇〇月〇〇日 住居を訪ねたが不在。近くの住民に話を聞いたが、居住しているかどうか分からないとの回答であった。 〇〇年〇〇月〇〇日 再度住居を訪ねたが不在。 対応：当該住居の郵便受けに広告書を入れる。
	5 世帯（自治会員でない世帯）	同上	対象者の自宅を訪問し広告書を配布する。	確実に周知できるため。	
事務所、事業場を有する個人・法人	5 社	現地調査により確認。	対象者の事務所等を訪問し広告書を配布する。	確実に周知できるため。	
農業を営む者	2 者（両者 A 自治会員） 3 者（すべて B 自治会員）	居住者に同じ。	居住者に同じ。	居住者に同じ。	調査結果：1 箇所の農地について農業を営む者を把握できなかった。 調査経緯： 〇〇年〇〇月〇〇日 B 自治会長◇◇氏に確認したが、誰が耕作しているか分からないとの回答であった。 〇〇年〇〇月〇〇日 近くの住民に話を聞いたが、耕作者は分からないとの回答であった。 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇農事改良組合組合長▲▲氏に確認したが、耕作者は分からないとの回答であった。 〇〇年〇〇月〇〇日 当該土地の登記簿を調査したところ、所有者は県外居住者と判明。電話番号を調べたが分からず連絡がとれなかった。 対応：土地登記簿に記載された所有者の住所に広告書を郵送する。
	1 者（周知地域外に居住する農業者）	居住者に同じ。	対象者の自宅を訪問し広告書を配布する。	確実に周知できるため。	
林業を営む者	周知地域内の森林について森林施業を受託している〇〇森林組合	〇〇森林組合に確認。	〇〇森林組合の組合長に広告書を配布する。	確実に周知できるため。	
水域の管理者	該当者なし	〇〇市役所に確認。			
水利権者	2 者（慣行水利権者、両者 B 自治会員）	〇〇土木事務所及び〇〇市役所に確認。	B 自治会の回覧板で広告書を回覧する。	両者とも B 自治会員であり、自治会の協力が得られるため。	
漁業を営む者	漁業権を有する〇〇漁業協同組合及びその組合員	〇〇漁業協同組合に確認。	〇〇漁業協同組合の組合長に広告書を配布する。 〇〇漁業協同組合を通じて、組合員へ広告書を配布する。	確実に周知できるため。 〇〇漁業協同組合の協力が得られるため。	
漁業権者	漁業権を有する〇〇漁業協同組合	県庁水産課に確認。	〇〇漁業協同組合の組合長に広告書を配布する。	確実に周知できるため。	
自治会等	2 団体（A 自治会、B 自治会）	〇〇市役所に確認。	A 自治会長及び B 自治会長に広告書を配布する。	確実に周知できるため。	

広 告 書

このたび、当社が産業廃棄物処理施設を設置するにあたり事業計画を作成しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成 21 年岐阜県条例第 20 号。以下、「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、下記のとおり広告します。

記

1 廃棄物処理施設の設置を行おうとする者の名称及び住所並びに法人の代表者の氏名

(1) 住 所	岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目〇〇番地
(2) 名 称	岐阜〇〇株式会社
(3) 代表者	代表取締役 岐阜 太郎

2 計画地並びに産業廃棄物処理施設等の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

(1) 計画地	岐阜県〇〇市××町△△番地、◇◇番地
(2) 産業廃棄物処理施設の種類	破碎施設
(3) 処理能力	6 4 t / 日（8 時間）、8 t / 時間
(4) 処理する産業廃棄物の種類	木くず

3 事業計画書の写しの縦覧の場所、縦覧の期間及び縦覧の時間

(1) 縦覧場所	A 自治会集会所（岐阜県〇〇市××町▲▲番地） B 自治会公民館（岐阜県〇〇市☆☆町▽▽番地） 〇〇市役所環境課（岐阜県〇〇市□□町××番地）
(2) 縦覧の期間	〇年 3 月 1 日（月）から〇年 3 月 31 日（水）まで （土曜日、日曜日、祝休日を除く。）
(3) 縦覧の時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(4) その他	縦覧の期間等を変更する場合は、事前に変更内容を掲示します。

4 説明会の開催日時及び場所

(1) 日時及び場所	〇年 3 月 14 日（日） 午後 7 時 30 分から午後 9 時まで A 自治会集会所（岐阜県〇〇市××町▲▲番地）
(2) 日時及び場所	〇年 3 月 21 日（日） 午後 7 時 30 分から午後 9 時まで B 自治会公民館（岐阜県〇〇市××町▽▽番地）
(3) その他	説明会の日時等を変更する場合は、事前に変更内容を掲示します。

5 意見書の提出

生活環境保全上の見地から事業計画について意見を有する方は、条例第 23 条の規定に基づき、当社に対し次のとおり意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間	〇年 3 月 1 日（月）から〇年 4 月 14 日（水）まで
(2) 意見書の提出先	〇〇県事務所環境課（住所及び電話番号を記載）
(3) 意見書の提出方法	〇〇県事務所環境課に持参若しくは郵送（提出期間内の消印有効）する。
(4) 意見書の様式の入手方法	・ 事業計画書の縦覧の場所及び説明会の実施場所に備え付けます。 ・ 〇〇県事務所環境課で入手できます。 ・ 岐阜県のホームページ（ https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3962.html ）からダウンロードできます。
(5) その他	意見書の提出期間等を変更する場合は、事前に変更内容を掲示します。

6 見解の周知

意見書の提出があったときは、当社は条例第 24 条の規定に基づき見解書を作成し、岐阜県知事に提出するとともに、次のとおり関係住民の皆様に周知します。

(1) 見解の周知の方法	・ A 自治会集会所、B 自治会公民館、〇〇市役所環境課にて掲示 ・ 意見書の提出者へは見解書を直接送付します。
(2) 見解の周知の期間及び時間	〇年 5 月 14 日（水）から〇年 5 月 27 日（火）まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(3) その他	見解の周知の期間等を変更する場合は、事前に変更内容を掲示します。

7 再度の意見書の提出

当社の見解に対し生活環境保全上の見地から意見を有する方は、条例第 25 条の規定に基づき、再度意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間	〇年 5 月 14 日（水）から〇年 6 月 3 日（木）まで
(2) 意見書の提出先	〇〇県事務所環境課（住所及び電話番号を記載）
(3) 意見書の提出方法	〇〇県事務所環境課に持参若しくは郵送（提出期間内の消印有効）する。
(4) 意見書の様式の入手方法	・ 事業計画書の縦覧の場所及び説明会の実施場所に備え付けます。 ・ 〇〇県事務所環境課で入手できます。 ・ 岐阜県のホームページ（ https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3962.html ）からダウンロードできます。 ・ 1 回目の意見書提出者には見解書の送付時に同封します。
(5) その他	意見書の提出期間等を変更する場合は、事前に変更内容を掲示します。

8 再度の見解の周知

再度の意見書の提出があったときは、当社は条例第 25 条の規定に基づき見解書を作成し、岐阜県知事に提出するとともに、次のとおり関係住民の皆様に周知します。

(1) 見解の周知の方法	・ A 自治会集会所、B 自治会公民館、〇〇市役所環境課にて掲示 ・ 意見書の提出者へは見解書を直接送付します。
(2) 見解の周知の期間及び時間	〇年 7 月 2 日（金）から〇年 7 月 15 日（木）まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(3) その他	見解の周知の期間等を変更する場合は、事前に変更内容を掲示します。

〇年 2 月 18 日

岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目〇〇番地
岐阜〇〇株式会社
代表取締役 岐阜 太郎
(担当者：岐阜 次郎、TEL：058-000-0000)

文面はこのとおりでなくても構いませんが、この記載例に記載されている事項については、すべて記載してください。

産業廃棄物処理施設の事業計画書の縦覧について

- ◎ このたび、弊社が産業廃棄物処理施設を設置するにあたり事業計画書を作成しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第15条の規定に基づき、以下のとおり事業計画書の縦覧を行います。

縦覧期間：〇〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）
（土曜日、日曜日、祝休日を除く。）

縦覧時間：午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分

縦覧にあたっての留意事項：

- ・縦覧場所に備え付けられた事業計画書は、上記の期間中、自由に閲覧することができます。
- ・事業計画書は、自ら持参したハンドコピー機でのコピーやカメラでの撮影が可能です。ただし、他の人の迷惑にならないようにお願いします。
- ・事業計画書の持ち出しはご遠慮ください。

- ◎ この事業計画について、周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

- ・縦覧場所には、意見書の様式を備え付けてありますのでご利用ください。
- ・意見書の提出期間、提出先、提出方法は、以下のとおりです。
提出期間：〇〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）
提出先：〇〇県事務所環境課（〇〇市〇〇町〇〇番）
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
提出方法：〇〇県事務所環境課に持参若しくは郵送（提出期間内の消印有効）する。

- ◎ 意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を周知します。

【事業計画書の縦覧に係る問い合わせ先】

〇〇株式会社 〇〇事業部

担当者：〇〇、〇〇 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

縦覧の場所には、周知地域の範囲を示す図面等を併せて表示してください。

産業廃棄物処理施設の事業計画へのご意見に対する 見解の周知について

- ◎ このたび、弊社の産業廃棄物処理施設設置に係る事業計画に関して、〇名の方からご意見をいただきました。

このご意見に対する弊社の見解を作成しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第24条第3項の規定に基づき、以下のとおり周知いたします。

周知期間：〇〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）
午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分

- ◎ この見解について、周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する方は、意見書（2回目）を提出することができます。

- ・意見書の様式は、以下の場所に備え付けてありますのでご利用ください。また、岐阜県のホームページからも入手可能です。

〇〇公民館、〇〇市役所環境課

- ・意見書の提出期間、提出先、提出方法は、以下のとおりです。

提出期間：〇〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）

提出先：〇〇県事務所環境課（〇〇市〇〇町〇〇番）

TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

提出方法：〇〇県事務所環境課に持参若しくは郵送（提出期間内の消印有効）する。

- ◎ 意見書（2回目）の提出があったときは、ご意見に対する弊社の見解を周知いたします。

【見解の周知に係る問い合わせ先】

〇〇株式会社 〇〇事業部

担当者：〇〇、〇〇 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

周知の場所には、周知地域の範囲を示す図面等を併せて表示してください。

5 周知計画変更届出書

周知計画を変更しようとするときに届け出る書類です。

★ポイント

- 1 周知計画の変更の届出は、届出の時点より後に行う事業計画の周知方法等に関するものであることから、一般的には既に行われた広告や縦覧の手続を始めからやり直す必要はありません。ただし、縦覧の場所や期間、説明会の日時や場所などを変更する場合は、あらかじめ関係住民に知らせる必要がありますので、これらの変更に伴う広告を行う必要が生じます。
- 2 変更前後を比較して、何をどう変更するのかを分かりやすく記載してください。

周知計画変更届出書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	周知計画変更届出書（規則様式第5号）
2	変更に係る書類及び図面

周知計画変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

郵便番号 **500-8384**
 住 所 **岐阜県岐阜市藪田南2丁目〇〇番地**
 氏 名 **岐阜〇〇株式会社**
 代表取締役 **岐阜 太郎**

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した周知計画書を変更したいので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	岐阜県〇〇市××町△△番地	
産業廃棄物処理施設等の種類	破砕施設（令第7条第8号の2）1基	
変更に係る事項	説明会の開催場所を追加する。	
変更前	注1 ①〇年3月14日 午後7時～午後9時 A自治会集会所 ②〇年3月21日 午後7時～午後9時 B自治会公民館	
変更後	①〇年3月14日 午後7時～午後9時 A自治会集会所 ②〇年3月21日 午後7時～午後9時 B自治会公民館 ③〇年3月28日 午後7時～午後9時 〇〇市役所会議室	
変更の理由	関係住民から追加開催の要望があったため。	
		具体的に記載してください

記入上の留意事項

- 1 変更に係る書類及び図面を添付すること。
- 2 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先 注2	担当者職名・氏名	事務取締役 岐阜 次郎
	TEL	058-000-0000
	FAX	058-000-0001

【注意事項】

- 注1 変更する内容を簡潔に記載してください。
- 注2 書類について説明できる者の氏名及び連絡先を記載してください。

6 実施状況報告書

関係住民への事業計画の周知が終了した後に報告する書類です。
具体的には、縦覧の期間の満了日から 10 日以内に提出することとなります。

★ポイント

- 1 知事による合意の形成の判断の資料となりますので、分かりやすく作成してください。

実施状況報告書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	実施状況報告書（規則様式第 6 号）
2	広告に用いた書面又はその写し
3	説明会で配付した書類及び図面
4	説明会において交わされた質問及び回答の要旨
5	周知の対象とした地域と広告した地域を明らかにする図面
6	縦覧の場所における表示に用いた書面又はその写し

実 施 状 況 報 告 書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

郵便番号 **500-8384**
 住 所 **岐阜県岐阜市萩田南2丁目〇〇番地**
 氏 名 **岐阜〇〇株式会社**
代表取締役 岐阜 太郎

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した周知計画書に基づき事業計画の周知を終了したので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第18条の規定により、次のとおり報告します。

事業計画 注1	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	岐阜県〇〇市××町△△番地
産業廃棄物処理施設等の種類	破碎施設（令第7条第8号の2）1基
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	木くず。以上1品目。 石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
産業廃棄物処理施設等の処理能力	64t/日（8）時間 8t/時間
広告に関する事項	
広告の実施方法（第10条第1項第1号関係） 注2	周知地域内の集会所等の公共の場所及び関係市町村の庁舎において掲示を行った。
広告の実施場所	A自治会集会所、B自治会公民館、〇〇市役所環境課
広告の対象地域	周知地域内全域
広告の対象とした関係住民	すべての関係住民
広告の実施期間	〇年 2月18日 ～ 〇年 3月31日
広告の実施方法（第10条第1項第2号関係） 別紙のとおり 注3	
広告の対象地域	別紙のとおり
広告の対象とした関係住民	別紙のとおり

	広告の実施期間	○年 2 月 18 日 ～ ○年 3 月 31 日
縦覧に関する事項	注4	周知地域内の集会所等の公共の場所及び関係市町村の庁舎において縦覧に供した。 各縦覧場所において、別紙により表示を行った。
	縦覧の実施場所	注5 A 自治会集会所、B 自治会公民館、〇〇市役所環境課
	縦覧の期間	○年 3 月 1 日 ～ ○年 3 月 31 日
	縦覧の時間	午前8時30分 ～ 午後5時00分
説明会に関する事項 注6		
説明会の実施日時		①○年3月14日 午後7時00分 ～ 午後9時00分 ②○年3月21日 午後7時00分 ～ 午後9時00分 ③○年3月28日 午後7時00分 ～ 午後8時30分
	説明会の場所及び参加者数	①A 自治会集会所 38人参加 ②B 自治会公民館 45人参加 ③〇〇市役所会議室 27人参加
	説明会の対象とした関係住民	①、②はすべての関係住民 ③は①、②に参加できなかった関係住民
	説明会で配布した書類及び図面等	別紙のとおり
	説明を行った者の役職及び氏名	専務取締役 岐阜 次郎 注7

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 3 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線（／）を引くこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名	専務取締役 岐阜 次郎
	TEL	058-000-0000
	FAX	058-000-0001

【注意事項】

- 注1 事業計画書に記載した内容と同一としてください。
- 注2 実施した広告の方法（掲示によるもの）を記載してください。
- 注3 広告の実施方法、対象地域及び対象とした関係住民の欄は「別紙のとおり」とし、別掲の記載例を参照して作成してください。作成に当たっては以下の事項に留意してください。
- (1) 広告の対象とした関係住民の欄には、対象者の数と詳しい区分、属する団体名等を記載してください。
 - (2) 広告の対象地域の欄には、広告を行った団体や場所を記載してください。
 - (3) 広告の実施方法の欄には、広告を行った日時、相手及び方法を具体的に記載してください。
 - (4) 広告を行った関係住民の氏名を記載する必要はありません。
- 注4 実施した縦覧の方法を記載してください。
- 注5 縦覧を実施した場所をすべて記載してください。
- 注6 複数回開催した場合はすべて記載してください。
- 注7 説明を行った者をすべて記載してください。
- 注8 書類について説明できる者の氏名及び連絡先を記載してください。

【添付書類作成要領】

No. 4 説明会において交わされた質問及び回答の要旨

- (1) 質問及び回答の要旨を簡潔に記載してください。
- (2) 質問者の住所、氏名を記載する必要はありません。
- (3) 別掲の記載例を参照して作成してください。

No. 5 周知の対象とした地域と広告した地域を明らかにする図面

- (1) 図面の縮尺は周知地域の全体を表示できるものとし、図面に明示してください。
- (2) 図面上に周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所、周知の場所を記載してください。場所が図面外となる場合は記載を省略できますが、その位置及び設定理由を記載してください。
- (3) 図面上に周知地域内の住居、事務所、事業場、農地、林地の場所を記載し、そのうち関係住民が把握できず周知ができなかった場所を明示してください。

掲示以外の方法による広告の実施方法

関係住民 の 区 分	広告の対象と した関係住民	広 告 の 対象地域	広告の実施方法
計画地に隣接 する土地所有 権者	4 者（すべて A 自治会 員）	A 自 治 会 の 地 区	〇〇年〇〇月〇〇日、A 自治会長◇◇ 氏に依頼し、回覧板で広告書を回覧し た。
	2 社（法人）	対象者の事務 所	〇〇年〇〇月〇〇日、対象者を全社訪 問し、広告書を配布し口頭で説明した 。
計画地に隣接 する土地使用 権者	1 者（A 自治会員）	A 自 治 会 の 地 区	〇〇年〇〇月〇〇日、A 自治会長◇◇ 氏に依頼し、回覧板で広告書を回覧し た。
居住者	4 世帯（A 自治会員） 2 6 世帯（B 自治会員）	A 自 治 会 及 び B 自 治 会 の 地 区	〇〇年〇〇月〇〇日、A 自治会長◇◇ 氏及び B 自治会長◆◆氏に依頼し、回 覧板で広告書を回覧した。
	5 世帯（自治会員でな い世帯）	対象者の自宅	〇〇年〇〇月〇〇日と〇〇日の両日、 対象者宅を訪問し、在宅者（4 世帯） には広告書を配布し口頭で説明した。 不在者（1 世帯）には広告書を郵便受 けに入れた。
事務所、事業 場を有する個 人・法人	5 社	対象者の事務 所等	〇〇年〇〇月〇〇日、対象者を全社訪 問し、広告書を配布し口頭で説明した 。不在事務所はなかった。
農業を営む者	2 者（両者 A 自治会員） 3 者（すべて B 自治会員）	A 自 治 会 及 び B 自 治 会 の 地 区	〇〇年〇〇月〇〇日、A 自治会長◇◇ 氏及び B 自治会長◆◆氏に依頼し、回 覧板で広告書を回覧した。
	1 者（周知地域外に居 住する農業者）	対象者の自宅	〇〇年〇〇月〇〇日、両者を訪問し、 在宅者には広告書を配布し口頭で説 明した。不在者には広告書を郵便受け に入れた。
	関係住民が把握できな かった農地 1 箇所	土地登記簿上 の所有者宅	〇〇年〇〇月〇〇日、土地登記簿上の 所有者の住所に広告書を郵送した。
林業を営む者	周知地域内の森林につ いて森林施業を受託し ている〇〇森林組合	〇〇森林組合	〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇森林組合を 訪問し、組合長△△氏に広告書を配布 し口頭で説明した。
水域の管理者	該当者なし		
水利権者	2 者（慣行水利権者、 両者 B 自治会員）	B 自 治 会 の 地 区	〇〇年〇〇月〇〇日、A 自治会長◇◇ 氏に依頼し、回覧板で広告書を回覧し た。
漁業を営む者	漁業権を有する〇〇漁 業協同組合及びその組 合員	〇〇漁業協同 組合	〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇漁業協同組 合を訪問し、組合長▲▲氏に広告書を 配布し口頭で説明した。あわせて▲▲ 氏に依頼し、組合を通じて組合員へ広 告書を配布した。
漁業権者	漁業権を有する〇〇漁 業協同組合	〇〇漁業協同 組合	〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇漁業協同組 合を訪問し、組合長▲▲氏に広告書を 配布し口頭で説明した。
自治会等	2 団体（A 自治会、B 自治会）	A 自治会長宅 B 自治会長宅	〇〇年〇〇月〇〇日、A 自治会長◇◇ 氏宅及び B 自治会長◆◆氏宅を訪問 し、広告書を配布し口頭で説明した。

説明会において交わされた質問及び回答の要旨 記載例

説明会において交わされた質問及び回答の要旨

質 問	回 答
(記載例) ・なぜこの場所に施設を作るのか。 ・施設ができることで、人体にどのような影響があるか。 ・騒音や振動はどの程度となるか。 ・運搬車両による通行量はどの程度増加するか。 ・廃棄物の搬入・搬出方法や時間等の計画は。 上記記載例にならって、質問の要旨を簡潔に記載してください。質問者の氏名等を記載する必要はありません。	実際に口頭で回答した内容の要旨を簡潔に記載してください。

7 生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書

生活環境影響調査方法書を提出した事業者が、調査を行う方法について意見書の提出があった場合に、当該方法に検討を加え、その検討結果を届け出る書類です。

★ポイント

- 1 検討結果の届出は、遅くとも、意見書の送付があった日から1ヶ月を経過後、速やかに行う必要があります。
- 2 検討結果は、関係住民が理解しやすいよう、分かりやすく記載してください。

生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書（規則様式第8号）

生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

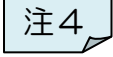
郵便番号 **500-8384**
 住所 **岐阜県岐阜市萩田南2丁目〇〇番地**
 氏名 **岐阜〇〇株式会社**
代表取締役 岐阜 太郎

生活環境影響調査方法書（〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した事業計画書に添付）について、
 〇〇年〇〇月〇〇日付けで送付のあった意見書に記載された意見に基づき検討を加えたので、岐
 阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第20条第2項の規定により、
 次のとおり届け出ます。

事業計画		注1
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		岐阜県〇〇市××町△△番地
産業廃棄物処理施設等の種類		破砕施設（令第7条第8号の2）1基
産業廃棄物処理施設等において処理する 産業廃棄物の種類		木くず。以上1品目。 石棉含有産業廃棄物であるものを除く。
産業廃棄物処理施設等の処理能力		64t/日（8）時間 8t/時間
検討結果に関する事項	意見の内容	注2
	検討結果	注3
	1 希少な動植物に関する調査は行わないのか。	当社が提出した生活環境影響調査方法書は、環境省が定めた廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に従って作成していますが、当該指針には動植物調査に関する規定がないため、調査項目に含めておりません。 ただし、他法令において動植物調査の必要がある場合は、所管庁の指示に従い調査を実施します。
	2	
	3	
	4	
	5	
6		

記入上の留意事項

- 1 「意見の内容」の欄は、意見の要旨とすることができる。
- 2 必要に応じて検討結果を説明する書類及び図面を添付すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先 	担当者職名・氏名	専務取締役 岐阜 次郎
	TEL	058-000-0000
	FAX	058-000-0001

【注意事項】

- 注1 事業計画書に記載した内容と同一としてください。
- 注2 (1) 意見書の内容を記載してください。
(2) 「別紙のとおり」と記載した上で、意見書の写しを添付しても構いません。
- 注3 (1) 意見に対する検討結果を記載してください。
(2) 「別紙のとおり」と記載した上で、検討結果を記載した別紙を添付しても構いません。
(3) 必要に応じて、説明資料・図面を添付してください。
- 注4 書類について説明できる者の氏名及び連絡先を記載してください。

8 見解書

事業計画について意見書の提出があった場合、事業者の考え方を見解としてまとめ、提出する書類です。

★ポイント

- 1 見解書の内容により、事業計画に変更が生じる場合は、事業計画変更届出書を同時に提出する必要があります。
- 2 提出期限は定められていませんが、可能な限り速やかに提出し、関係住民に周知する必要があります。
- 3 作成に当たっては、周辺地域の生活環境に適正な配慮をしていること、見解に一貫性があること、根拠となる資料等に誤りがないことに留意する必要があります。

見解書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	見解書（規則様式第10号）

見 解 書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

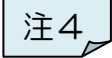
郵便番号 **500-8384**
 住 所 **岐阜県岐阜市藪田南2丁目〇〇番地**
 氏 名 **岐阜〇〇株式会社**
代表取締役 岐阜 太郎

〇〇年〇〇月〇〇日付けで送付のあった意見書に記載された意見に対する見解を取りまとめたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

事業計画 注 1		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	岐阜県〇〇市××町△△番地	
産業廃棄物処理施設等の種類	破碎施設（令第7条第8号の2）1基	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	木くず。以上1品目。 石棉含有産業廃棄物であるものを除く。	
見 解 に 関 す る 事 項	意見の内容 注 2	意見に対する見解 注 3
	1 産業廃棄物を搬入するときに、周りの道路に運搬車を駐停車すると危険ではないか。	搬入を目的とする産業廃棄物運搬車の公道上における待機は、決して行わないものとします。
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

記入上の留意事項

- 1 「意見の内容」の欄は、意見の要旨とすることができる。
- 2 見解を補足するため必要な資料を添付すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先 	担当者職名・氏名	専務取締役 岐阜 次郎
	TEL	058-000-0000
	FAX	058-000-0001

【注意事項】

- 注1 事業計画書に記載した内容と同一としてください。
- 注2 (1) 意見書の内容を記載してください。
(2) 「別紙のとおり」と記載した上で、意見書の写しを添付しても構いません。
- 注3 (1) 意見に対する見解を記載してください。
(2) 「別紙のとおり」と記載した上で、見解を記載した別紙を添付しても構いません。
(3) 必要に応じて、説明資料・図面を添付してください。
- 注4 書類について説明できる者の氏名及び連絡先を記載してください。

9 周知終了報告書

見解の周知が終了したときに、その旨を文書で報告する書類です。

★ポイント

- 1 2回目の見解の周知終了後、速やかに提出する必要があります。（1回目若しくは2回目の意見書が提出されなかった場合には、提出する必要はありません。）
- 2 別掲の記載例を参照して作成してください。

周知終了報告書の必要書類一覧

No.	書類の名称
1	周知終了報告書
2	周知の場所における表示に用いた書面又はその写し

〇〇年〇〇月〇〇日

周知終了報告書

岐阜県知事 様

住所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目〇〇番地

氏名 岐阜〇〇株式会社

代表取締役 岐阜 太郎

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した周知計画書に基づき見解の周知が終了したので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第25条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

周知の方法：

- ① A自治会集会所、B自治会公民館及び〇〇市役所環境課において見解書を掲示した。
- ② 意見書の提出者へ見解書を送付した。

周知の場所：

A自治会集会所、B自治会公民館及び〇〇市役所環境課

周知の期間及び時間：

【1回目の掲示】 〇年5月14日 ～ 〇年5月27日
午前8時30分 ～ 午後5時00分

【2回目の掲示】 〇年7月2日 ～ 〇年7月15日
午前8時30分 ～ 午後5時00分

【見解書の送付日】 (1回目) 〇年5月14日 (2回目) 〇年7月2日

周知の場所における表示：

周知の場所に別紙を掲示した。

その他：

その他の欄には、見解の周知時の特記事項を記載してください。

10 異議の申立書

知事による合意の形成の判断結果に不服がある場合、その判断が妥当なものではないとして、理由を付して他の判断を求めるための書類です。

★ポイント

- 1 申立ての理由が記載されていない場合は、受理できませんので注意してください。
- 2 申立てを行った場合、知事による2回目の判断がなされますが、これが最終判断となります。

異議の申立書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	異議の申立書（規則様式第12号）

異 議 の 申 立 書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

郵便番号 **500-8384**
 住 所 **岐阜県岐阜市藪田南2丁目〇〇番地**
 氏 名 **岐阜〇〇株式会社**
代表取締役 岐阜 太郎
 電話番号 **058-000-0000**

通知のあった
 〇〇年〇〇月〇〇日付けで 合意の形成の判断の結果に不服があるた
~~周知が開始された~~

め、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり異議を申し立てます。

事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	岐阜〇〇株式会社 代表取締役 岐阜 太郎	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	岐阜県〇〇市××町△△番地	
異議を申し立てる合意の形成の判断結果	条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていない。 事業者は、条例第〇〇号の手続以降を再度実施する必要がある。	
上記判断の結果の通知があった日又は判断の結果を知った日	〇〇年〇〇月〇〇日	注2
申立て者の区分	① 事業者 ② 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他 の当該土地を使用する権利を有する者 ③ 周知地域内に居住する者 ④ 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人 ⑤ 周知地域内において農業を営む者 ⑥ 周知地域内において林業を営む者 ⑦ 周知地域内の水域の管理者 ⑧ 周知地域内の水域の水利権者 ⑨ 周知地域内の水域において漁業を営む者 ⑩ 周知地域内の水域の漁業権者 ⑪ ③に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者 ⑫ 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者（②から⑪に 該当する者を除く。）	
申立てにより求める判断	合意の形成が図られている。	
申立ての理由	具体的に記載してください	

記入上の留意事項

- 1 「申立者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 申立ての理由は、明瞭に記載すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A 4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

【注意事項】

- 注1 県から通知された合意の形成の判断結果のとおり記載してください。
- 注2 合意の形成の判断結果が県から通知された日を記載してください。
- 注3 申立ての結果求める判断を、以下から選択して記載してください。
- ・ 合意の形成が図られている。
 - ・ 条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていない。
 - ・ 条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていない。

11 意見調整申出書

知事による合意の形成の判断結果が「条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき（条例第26条第1項第3号）」として確定した場合、合意の形成に向けた意見の調整を申し出るための書類です。

★ポイント

- 1 意見の調整の相手方が複数の場合は、申出書を分けて作成してください。

意見調整申出書の必要書類一覧

No.	書類の名称
1	意見調整申出書（規則様式第13号）

意見調整申出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

郵便番号 **500-8384**
 住 所 **岐阜県岐阜市萩田南2丁目〇〇番地**
 氏 名 **岐阜〇〇株式会社**
代表取締役 岐阜 太郎
 電話番号 **058-000-0000**

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり意見の調整を申し出ます。

申出者の区分	① 事業者 2 関係住民
意見の調整に係る事業計画	
事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	岐阜〇〇株式会社 代表取締役 岐阜 太郎
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	岐阜県〇〇市××町△△番地
産業廃棄物処理施設等の種類	破碎施設（令第7条第8号の2）1基
意見の調整の相手方 注1	住 所 岐阜県〇〇市××町□□番地 氏 名 A自治会 自治会長 ◇◇ 〇〇 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
意見の調整の目的となる事項 注2	周辺地域への環境対策について、A自治会とはこれまで2度協議を行ったが、当社の対策が十分なものでないとして納得が得られないため、第三者の立場からの専門家の意見を聴いた上で双方の合意形成を図りたい。
意見の調整の理由	A自治会は事業計画地を区域に含む自治会であることから、今後とも良好な関係を築きたいと希望するため。 具体的に記載してください
経過の概要 注3	〇〇.〇〇.〇〇 A自治会集会所にて自治会長及び会員4名と周辺地域の環境対策について協議 〇〇.〇〇.〇〇 A自治会集会所にて自治会長及び会員5名と周辺地域の環境対策について協議

記入上の留意事項

- 1 「申出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 意見の調整の目的となる事項及び意見の調整の理由は明瞭に記載すること。
- 3 経過の概要は、申出者と意見の調整の相手方との間で行われた協議等（この条例に規定する手続に限らない。）の経過について、時系列に記載すること。
- 4 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

【注意事項】

- 注1 意見の調整の相手方としたい関係住民（意見書の提出者）の住所、氏名を記載してください。
- 注2 意見の調整によりどのような結果を求めるかについて、具体的に記載してください。
- 注3 (1) 意見の調整の相手方との間で行われた協議等（この条例に規定する手続に限らない。）の経過について、時系列で記載してください。
- (2) 記入欄に記載できないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。

Ⅲ 資料

○ 条例・施行規則対照表	67
○ 様式	99
○ 廃棄物の区分について	129

○ 条例・施行規則対照表

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例・施行規則対照表

条 例	施行規則
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知の手続、これに対する関係住民等の意見を求めるための手続その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図り、もって産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。 二 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。 三 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。 四 適正処理条例 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(平成11年岐阜県条例第10号)をいう。 五 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。 六 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。 七 小規模産業廃棄物処理施設 適正処理条例第21条第1項に規定する小規模産業廃棄物処理施設であって、その設置又は使用に関し同項又は同条第2項の規定による届出を要するものをいう。 八 産業廃棄物処理施設等 前2号に掲げる施設をいう。 九 産業廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる行為をいう。 イ 産業廃棄物処理施設の設置であって、当該設置に関し第5条第1項第2号に規定する手続を要するもの ロ 産業廃棄物処理施設に係る変更であって、当該変更に関し第5条第1項第3号に規定する手続を要するもの ハ 小規模産業廃棄物処理施設の設置であって、当該設置に関し第5条第1項第4号に規定する手続を要するもの ニ 小規模産業廃棄物処理施設に係る変更であって、当該変更に関し第5条第1項第4号に規定する手続を要するもの ホ 自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している者が当該産業廃棄物処理施設を産業廃棄物の処分の業の用に供する行為であって、当該産業廃棄物の処分の業の実施に関し第5条第1項第1号に規定する手続を要するもの 十 生活環境影響調査 法第15条第3項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。 十一 事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等を行うおとする者をいう。 十二 環境影響評価実施事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等(令第7条第3号、第5号、第8号又は第11号の2から第14号までに掲げる産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)であって、	(趣旨) 第1条 この規則は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

条 例	施行規則
環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業又は岐阜県環境影響評価条例（平成7年岐阜県条例第10号）第2条第2号に規定する対象事業に該当するものを行う事業者をいう。 十三 周知地域 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知を行う地域をいう。 十四 関係住民 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする土地から10メートル以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者、周知地域内に居住する者その他生活環境の保全上利害関係を有する者として<u>規則</u>で定める者をいう。 十五 関係市町村 周知地域が所在する市町村をいう。 十六 関係市町村長 関係市町村の長をいう。 十七 合意の形成 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解をいう。 （県の責務） 第3条 県は、関係市町村と協力し、生活環境の保全に配慮した産業廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業者の指導を行うとともに、合意の形成が図られるよう努めるものとする。 （事業者及び関係住民の責務） 第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供しなければならない。 2 事業者は、この条例に規定する手続の過程において、周辺地域の生活環境の保全のため適正な配慮を行う旨の見解を示したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。 3 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、合意の形成に努めなければならない。 （条例手続の時期） 第5条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例に規定する手続を実施し、第29条の規定による通知を受けておかなければならない。 一 法第14条第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの（許可の更新に係るものを除く。）に限る。）	（関係住民） 第3条 条例第2条第14号の生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。 一 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人 二 周知地域内において農業又は林業を営む者 三 周知地域内の水域の管理者若しくは水利権者（慣行水利権者を含む。）又は当該水域において漁業を営む者若しくは漁業権者 四 町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）であつて周知地域内に居住する者が属する団体 五 前各号に掲げる者のほか、周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者

条 例	施行規則
二 法第15条第1項の許可に係る申請 三 法第15条の2の6第1項の許可に係る申請 四 適正処理条例第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出（規則で定めるものを除く。） 2 事業者が第29条の規定による通知を受けた日から1年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして前項の規定を適用する。 （許可の制限等） 第6条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第29条の規定による通知を受ける前に前条第1項第2号又は第3号の申請を行った場合は、当該申請が法第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。 2 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第29条の規定による通知を受ける前に前条第1項第1号の申請を行った場合は、法第14条第11項（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第14条の4第11項（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該許可に係る行為を行う前に第29条の規定による通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すことができる。	（条例手続を要しない適正処理条例に基づく届出） 第4条 条例第5条第1項第4号の規則で定めるものは、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成11年岐阜県規則第126号）第12条第3項第2号に規定する場合に係る届出とする。
第2章 事業計画書 （事業計画書の提出） 第7条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするときは、<u>規則</u>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 - 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由 - 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所 - 四 産業廃棄物処理施設等の種類 - 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類 - 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） - 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画 - 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画 - 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置 - 十 前各号に定めるもののほか、<u>規則</u>で定める事項	（事業計画書の提出） 第5条 条例第7条第1項の規定による事業計画書の提出は、別記様式第1号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。 - 一 産業廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類 - 二 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。） - 三 産業廃棄物処理施設等（最終処分場に限る。）の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 - 四 産業廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）の処理工程図 - 五 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法を明らかにする書類及び図面 - 六 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面 - 七 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所（以下「計画地」という。）付近の見取図並びに計画地及び計画地に隣接する土地の字絵図 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面 2 条例第7条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 - 一 産業廃棄物の最終処分場にあつては、災害防止のための計画及び埋立処分の計画 - 二 令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、焼却灰等の処分方法 - 三 令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、汚泥等の処分方法 - 四 令第7条第11号の2に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

条 例	施行規則
2 事業者は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可に係る申請に関し生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業計画書に添付しなければならない。 一 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第7条第3号、第5号、第8号又は第11号の2から第14号までのいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合 生活環境影響調査を行う方法について規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境影響調査方法書」という。） 二 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第7条各号（第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までを除く。）のいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合 生活環境影響調査結果書 （事業計画書の修正指示等） 第8条 知事は、前条第1項の規定による事業計画書（事業者が同条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査方法書を、前条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第12条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第2項第1号、第2号及び第3号、第19条第1項、第21条第1項並びに第23条第1項を除き、以下同じ。）の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付	五 小規模産業廃棄物処理施設にあっては、産業廃棄物の中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法 六 産業廃棄物処理施設等に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 3 条例第7条第2項第1号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画等に関する事項 イ 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ロ 産業廃棄物処理施設の設置の場所 ハ 産業廃棄物処理施設の種類 ニ 処理する産業廃棄物の種類 ホ 産業廃棄物処理施設の処理能力 ヘ 産業廃棄物処理施設の処理方式 ト 産業廃棄物処理施設の構造及び設備 チ 公害防止対策 二 生活環境影響調査項目の選定に関する事項 イ 調査項目として選定した項目及びその理由 ロ 調査項目として選定しなかった項目及びその理由 三 生活環境影響調査の実施方法に関する事項 イ 調査対象地域 ロ 生活環境影響調査項目の現況及び予測に必要な自然的社会的条件の現況を把握する方法（調査地点、調査時期及び調査方法） ハ 生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を予測する方法（予測地点、予測範囲、予測手法及び予測条件） ニ 周辺地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する方法

条 例	施行規則
するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。 2 知事は、前条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、産業廃棄物処理施設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認するものとする。 3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第15条の2第1項第1号及び第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第21条第4項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。 4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者はその旨を通知するものとする。 (事業計画の変更) 第9条 事業者は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、<u>規則</u>で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の規定による事業計画書（事業者が同条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査方法書を、前条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第12条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第2項第1号、第2号及び第3号、第19条第1項、第21条第1項並びに第23条第1項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは「次条第1項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第2項中「前条第1項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「次条第1項の規定による届出」と読み替えるものとする。 【第9条第2項の規定による読替後の第8条】 (事業計画書の修正指示等) 第8条 知事は、<u>次条第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る書類の写し</u>を関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。 2 知事は、<u>次条第1項の規定による届出があったときは、産業廃棄物処理施設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認するものとする。</u> 3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第15条の2第1項第1号及び第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第21条第4項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。 4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項につい	(事業計画の変更の届出) 第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、別記様式第2号により行うものとする。

条 例	施行規則
て事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者はその旨を通知するものとする。 3 知事は、前項において準用する前条第4項の規定による通知をする場合（<u>規則</u>で定める場合を除く。）は、事業者が第11条第1項の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を再度実施すべきことを併せて指示するものとする。 4 事業者は、前項の規定による指示があったときは、第11条第1項の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を実施しなければならない。この場合において、同項中「第7条第1項の規定による事業計画書の提出を行ったとき」とあるのは、「第9条第3項の規定による指示があったとき」とする。 【第9条第4項の規定による置換後の第11条第1項】 （周知計画書の提出） 第11条 事業者は、第9条第3項の規定による指示があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。 一 周知地域及び関係住民に関する事項 二 第14条第1項の規定による広告に関する事項 三 第15条第1項の縦覧に関する事項 四 第16条第1項の説明会に関する事項 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 （事業計画の廃止） 第10条 事業者は、事業計画を廃止したときは、<u>規則</u>で定めるところにより、知事に届け出なければならない。 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、関係市町村長に通知するとともに、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、知事は、廃止に係る事業計画について第14条第1項の規定による広告の手續が行われていないときは、前項の規定による周知をしないことができる。 第3章 事業計画の周知 （周知計画書の提出） 第11条 事業者は、第7条第1項の規定による事業計画書の提出を行ったときは、<u>規則</u>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。 一 周知地域及び関係住民に関する事項 二 第十四条第一項の規定による広告に関する事項	2 条例第9条第3項の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する変更を行う場合とする。 一 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力が増加しない事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更 二 条例第24条第1項（条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の見解、条例第28条第1項に規定する意見の調整又は条例第36条第1項に規定する環境保全協定に基づいて行われる事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更 三 前2号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと知事が認める変更 （事業計画の廃止の届出） 第7条 条例第10条第1項の規定による届出は、別記様式第3号により行うものとする。 2 条例第10条第2項の規定による周知は、次の方法により14日間行うものとする。 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法 （周知計画書の提出） 第8条 条例第11条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による周知計画書の提出は、別記様式第4号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。 一 周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所及び周知の場所を明らかにする図面 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める

条 例	施行規則
三 第15条第1項の縦覧に関する事項 四 第16条第1項の説明会に関する事項 五 前各号に定めるもののほか、<u>規則</u>で定める事項 2 周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として<u>規則</u>で定める地域を基準として定めなければならない。 (周知計画書の修正指示等) 第12条 知事は、前条第1項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。	書類及び図面 2 条例第11条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一 条例第20条第2項の規定による生活環境影響調査を行う方法について検討を加えた結果(以下「検討結果」という。)の周知に関する事項(条例第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。)に限り、条例第22条において準用する条例第11条第1項の規定による周知計画書の提出の場合を除く。) 二 条例第24条第3項(条例第25条第1項において準用する場合を含む。)に規定する見解の周知に関する事項(条例第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、条例第22条において準用する条例第11条第1項の規定による周知計画書の提出の場合に限る。) 3 条例第11条第2項の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。 一 令第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号の2、第9号、第10号及び第11号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から200メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域 二 令第7条第3号、第5号、第8号、第11号の2、第12号、第12号の2、第13号及び第13号の2に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から500メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域 三 令第7条第14号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から500メートル以内の地域、廃棄物運搬車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道(道路境界から100メートル以内の地域)及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域 四 産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から500メートル以内の地域 五 前項の小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から100メートル以内の地域 六 産業廃棄物処理施設等のうち施設からの放流水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)を伴うもの 前各号に定める範囲に、放流水が流入する公共用水域(同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)における放流地点から1000メートル以内の水域(当該水域において低水量時に放流水が100倍に希釈される場合はその地点までの水域)及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域を加えた地域

条 例	施行規則
2 知事は、事業計画（事業者が第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査を行う方法を、第7条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。 （周知計画の変更） 第13条 事業者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、<u>規則</u>で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合（<u>規則</u>で定める場合を除く。）について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の規定による周知計画書の提出」とあるのは「次条第1項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第2項中「事業計画（事業者が第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査を行う方法を、第7条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする。 【第13条第2項の規定による読替後の第12条】 （周知計画書の修正指示等） 第12条 知事は、<u>次条第1項の規定による届出</u>があったときは、速やかに、<u>当該届出に係る書類の写し</u>を関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。 2 知事は、<u>事業計画</u>の周知のため必要があると認めるときは、<u>周知計画書の修正</u>を指示することができる。 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、<u>事業者</u>にその旨を通知するものとする。 （広告） 第14条 事業者は、第8条第4項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第9条第2項において準用する第8条第4項）の規定による通知及び第12条第3項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、前条第2項において準用する第12条第3項）の規定による通知があったときは、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し次条第1項の縦覧及び第16条第1項の説明会に関する事項を広告しなければならない。	（周知計画の変更の届出） 第9条 条例第13条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第5号により行うものとする。 2 条例第13条第2項（条例第22条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの変更を行う場合とする。 - 一 縦覧の時間の変更 - 二 説明会で配布を予定する書類及び図面の変更 - 三 検討結果の周知に係る変更であって軽微なもの - 四 見解の周知に係る変更であって軽微なもの - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が軽微な変更と認めるもの （広告の方法） 第10条 条例第14条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による広告（以下この条において「広告」という。）は、第1号に掲げる方法のうちいずれか1つの方法及び第2号に掲げる方法のうちいずれか1つの方法により、行うものとする。 - 一 掲示による方法 - イ 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示 - ロ 関係市町村の庁舎における掲示 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

条 例	施行規則
2 前項の規定による広告は、次条第1項の縦覧を開始する日の10日前までに行わなければならない。 (縦覧) 第15条 事業者は、<u>規則</u>で定めるところにより、事業計画書の写しを30日以上期間公衆の縦覧に供しなければならない。 2 前項の場合において、次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項<u>その他規則</u>で定める事項を当該縦覧において表示しなければならない。 一 第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。) 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。 二 第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者に限る。) 意見書の提出ができないこと。 三 第7条第2項第2号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。 四 前3号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。 (説明会の開催) 第16条 事業者は、前条第1項の縦覧の期間内に関係	二 掲示による方法以外の方法 イ 関係住民への書面の配布 ロ 関係住民が属する自治会等への通知又は当該自治会等における回覧 ハ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は当該新聞紙の折込広告 ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法 2 前項第1号に掲げる方法による広告は、条例第15条第1項(条例第22条において準用する場合を含む。)に規定する縦覧の期間中、継続して行うものとする。 3 広告には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 計画地並びに産業廃棄物処理施設等の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類 三 事業計画書の写しの縦覧の場所、縦覧の期間及び縦覧の時間 四 説明会の開催日時及び場所 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 (縦覧の方法等) 第11条 条例第15条第1項(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。 一 周知地域内の集会所等の公共の場所 二 関係市町村の庁舎 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める場所 2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、事業者の問い合わせ先、周知地域の範囲及び次に掲げる事項とする。 一 条例第15条第2項第1号に規定する事業者にあつては、生活環境影響調査を行う方法について意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。 二 条例第15条第2項第2号に規定する事業者にあつては、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。 三 条例第15条第2項第3号及び第4号に規定する事業者にあつては、事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。 四 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 3 条例第22条において準用する条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一 事業者の問い合わせ先 二 周知地域の範囲 三 事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 (説明会の開催方法等) 第12条 条例第16条第1項(条例第22条において準用

条 例	施行規則
住民に対し事業計画に関する説明会を開催しなければならない。 2 前項の説明会は、周知地域内において開催しなければならない。ただし、周知地域内に適当な場所がないときは、この限りでない。 3 前2項に定めるもののほか、第1項の説明会の開催に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (説明会への立会い) 第17条 知事及び関係市町村長は、前条第1項の説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち会わせることができる。 (実施状況の報告) 第18条 事業者は、第14条第1項の規定による広告、第15条第1項の縦覧及び第16条第1項の説明会が終了したときは、その日から10日以内に、<u>規則</u>で定めるところにより、知事にこれらの実施状況について報告しなければならない。	する場合を含む。)の説明会(以下「説明会」という。)は、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催するものとする。 2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。 3 次の各号に掲げる事業者は、条例第16条第1項の説明会に参加した者に対し、当該各号に定める事項を口頭又は書面の配布により周知するものとする。 一 条例第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。)生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること、当該意見書の提出があったときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。 二 条例第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者に限る。)環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。 三 条例第7条第2項第2号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。 四 前3号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。 4 事業者は、条例第22条において準用する条例第16条第1項の説明会に参加した者に対し、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うことを口頭又は書面の配布により周知するものとする。 (実施状況報告書) 第13条 条例第18条(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による報告は、別記様式第6号に次に掲げる書面及び図面を添付して行うものとする。 一 広告に用いた書面又はその写し 二 説明会で配布した書類及び図面 三 説明会において交わされた質問及び回答の要旨

条 例	施行規則
第4章 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合の特例 （生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出） 第19条 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者（第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）が第15条第2項第1号の規定により生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、同条第1項の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までに、<u>規則</u>で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。 2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。 3 知事は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。 （生活環境影響調査を行う方法の検討） 第20条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の送付があったときは、その日から30日以内に、当該意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。 2 事業者は、前項の検討を終了したときは、<u>規則</u>で定めるところにより、速やかに、当該検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。 4 事業者は、第2項の規定による届出を行う前に生活環境影響調査を行ってはならない。 （生活環境影響調査結果書の提出等） 第21条 事業者（第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。）は、生活環境影響調査を行ったときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。 2 第8条第1項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の規定による事業計画書（事業者が同条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。））にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定	四 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面及び図面 （生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出） 第14条 条例第19条第1項の規定による意見書の提出は、別記様式第7号により行うものとする。 （生活環境影響調査の方法に関する検討結果の周知等） 第15条 条例第20条第2項の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により14日以上期間行うものとする。 - 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示 - 二 関係市町村の庁舎における掲示 - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法 2 条例第20条第2項の規定による届出は、別記様式第8号により行うものとする。

条 例	施行規則
により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第12条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第2項第1号、第2号及び第3号、第19条第1項、第21条第1項並びに第23条第1項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは「第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同条第3項中「事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第15条の2第1項第1号及び第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第21条第4項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるとき」とあるのは「生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるとき」と、「事業計画書の修正」とあるのは「生活環境影響調査結果書の修正」と読み替えるものとする。 【第21条第2項の規定による読替後の第8条第1項、第3項及び第4項】 （事業計画書の修正指示等） 第8条 知事は、<u>第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。</u> 3 知事は、<u>生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるときは、生活環境影響調査結果書の修正を指示することができる。</u> 4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。 （事業計画の再度の周知） 第22条 前章の規定は、前条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があった場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「第7条第1項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同項第2号中「第14条第1項」とあるのは「第22条において準用する第14条第1項」と、同項第3号中「第15条第1項」とあるのは「第22条において準用する第15条第1項」と、同項第4号中「第16条第1項」とあるのは「第22条において準用する第16条第1項」と、第12条第1項中「前条第1項」とあるのは「第22条において準用する前条第1項」と、同条第2項中「事業計画（事業者が第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査を行う方法を、第7条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」と、第13条第2項中「前条の規定」とあるのは「第22条において準用する前条の規定」と、「、同条第2項中「事業計画（事業者が第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査を行う方法	

条 例	施行規則
方法を、第7条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする」とあるのは「読み替えるものとする」と、第14条第1項中「事業者は、第8条第4項」とあるのは「事業者は、第21条第2項において準用する第8条第4項」と、「第12条第3項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、前条第2項において準用する第12条第3項）」とあるのは「第22条において準用する第12条第3項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第22条において準用する前条第2項において準用する第22条において準用する第12条第3項）」と、第15条第2項中「次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項」とあるのは「事業者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること」と、第16条第1項及び第17条中「前条第1項」とあるのは「第22条において準用する前条第1項」と、第18条中「第14条第1項」とあるのは「第22条において準用する第14条第1項」と、「第15条第1項」とあるのは「第22条において準用する第15条第1項」と、「第16条第1項」とあるのは「第22条において準用する第16条第1項」と読み替えるものとする。 【第22条の規定による読替後の第三章】 第3章 事業計画の周知 （周知計画書の提出） 第11条 事業者は、第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。 - 一 周知地域及び関係住民に関する事項 - 二 第22条において準用する第14条第1項の規定による広告に関する事項 - 三 第22条において準用する第15条第1項の縦覧に関する事項 - 四 第22条において準用する第16条第1項の説明会に関する事項 - 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 2 周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域を基準として定めなければならない。 （周知計画書の修正指示等） 第12条 知事は、第22条において準用する前条第1項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。 2 知事は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。 （周知計画の変更） 第13条 事業者は、周知計画書に記載された事項を	

条 例	施行規則
変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 第22条において準用する前条の規定は、前項の規定による届出があった場合(規則で定める場合を除く。)について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の規定による周知計画書の提出」とあるのは「次条第1項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と読み替えるものとする。 【第22条において準用する第13条第2項の規定による読替後の第22条において準用する第12条】 (周知計画書の修正指示等) 第12条 知事は、第22条において準用する次条第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。 2 知事は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者はその旨を通知するものとする。 (広告) 第14条 事業者は、第21条第2項において準用する第8条第4項(事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第9条第2項において準用する第8条第4項)の規定による通知及び第22条において準用する第12条第3項(周知計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第22条において準用する前条第2項において準用する第22条において準用する第12条第3項)の規定による通知があったときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し次条第1項の縦覧及び第16条第1項の説明会に関する事項を広告しなければならない。 2 前項の規定による広告は、次条第1項の縦覧を開始する日の10日前までに行わなければならない。 (縦覧) 第15条 事業者は、規則で定めるところにより、事業計画書の写しを30日以上期間公衆の縦覧に供しなければならない。 2 前項の場合において、事業者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることその他規則で定める事項を当該縦覧において表示しなければならない。 (説明会の開催) 第16条 事業者は、第22条において準用する前条第1項の縦覧の期間内に関係住民に対し事業計画に関する説明会を開催しなければならない。 2 前項の説明会は、周知地域内において開催しなければならない。ただし、周知地域内に適当な場所がないときは、この限りでない。 3 前2項に定めるもののほか、第1項の説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。	

条 例	施行規則
(説明会への立会い) 第17条 知事及び関係市町村長は、<u>第22条において準用する前条第1項の説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち会わせることができる。</u> (実施状況の報告) 第18条 事業者は、<u>第22条において準用する第14条第1項の規定による広告、第22条において準用する第15条第1項の縦覧及び第22条において準用する第16条第1項の説明会が終了したときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、知事にこれらの実施状況について報告しなければならない。</u>	
第5章 合意の形成 (意見書の提出) 第23条 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第15条第2項第3号若しくは第4号又は第22条において準用する第15条第2項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第15条第1項(第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、第22条において準用する第15条第1項)の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までに、<u>規則</u>で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。 2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。 3 知事は、前項の規定による意見書の送付があつたときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。 (見解書の提出等) 第24条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の送付があつたときは、速やかに、<u>規則</u>で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の規定による見解書の提出があつたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。 3 事業者は、第1項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。	(意見書の提出) 第16条 条例第23条第1項の規定による意見書の提出は、別記様式第9号により行うものとする。 (見解書の提出等) 第17条 条例第24条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による見解書の提出は、別記様式第10号により行うものとする。 2 条例第24条第3項(条例第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により14日以上期間行うものとする。 - 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示 - 二 関係市町村の庁舎における掲示 - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法 3 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。 - 一 条例第二十四条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。 - 二 事業者の問い合わせ先 - 三 周知地域の範囲 - 四 第一号の見解書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

条 例	施行規則
(事業者の見解に対する意見書の提出等) 第25条 前2条の規定は、事業者が前条第3項の周知を開始した場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第15条第2項第3号若しくは第4号又は第22条において準用する第15条第2項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第15条第1項(第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、第22条において準用する第15条第1項)の縦覧」とあるのは「次条第1項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が同条第3項の周知」と、「当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して14日を経過する日まで」とあるのは「その日から20日以内」と、前条第1項中「前条第3項」とあるのは「次条第1項において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 【第25条第1項の規定による読替後の第23条及び第24条】 (意見書の提出) 第23条 <u>次条第1項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が同条第3項の周知を開始したときは、その日から20日以内に、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。</u> 2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。 3 知事は、前項の規定による意見書の送付があつたときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。 (見解書の提出等) 第24条 事業者は、<u>次条第1項において準用する前条第3項の規定による意見書の送付があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。</u> 2 知事は、前項の規定による見解書の提出があつたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。 3 事業者は、第一項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。 2 事業者は、前項において準用する前条第3項の周知を終了したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。 第6章 手続の終結 (合意の形成の判断等) 第26条 知事は、第23条第2項(前条第1項において準用する場合を含む。) の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第2項の規定による報告があつたときは、第18条(第22条において準用する場合を含む。) の規定による報告、第23条第1項(前条第1項において準用する場合を含む。) に規定す	(事業者の見解に対する意見書の提出) 第18条 条例第25条第1項において準用する条例第23条第1項の規定による意見書の提出は、別記様式第11号により行うものとする。 (合意の形成の判断に係る周知) 第19条 条例第26条第1項(条例第27条第3項において準用する場合を含む。) の規定による周知は、次の方法により14日間行うものとする。 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務

条 例		施行規則	
る意見書、第24条第1項（前条第1項において準用する場合を含む。）に規定する見解書、次項の規定により提出を求めた資料又は意見書、第36条第2項に規定する書面の写しその他の資料に基づき、合意の形成について、次のいずれに該当するかについて判断し、その結果を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。 一 合意の形成が図られていると認めるとき。 二 この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。 三 この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。 2 知事は、前項の規定による判断のため必要があると認めるときは、事業者、関係住民又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる。 3 知事は、第1項の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会の意見を聴くことができる。 4 知事は、第1項の場合において、事業者に同項第2号に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるもののうち最も早い段階の手続を指定するものとする。 5 事業者は、前項の規定による指定があったときは、当該指定に係る手続以降の手続を実施しなければならない。ただし、次条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあった場合は、この限りでない。 6 前項本文の場合において、次の表の第1欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。		所での掲示 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法	
第7条第1項の規定による事業計画書の提出の手続が指定された場合	第7条第1項	産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするとき	第26条第4項の規定による指定があったとき
第11条第1項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第11条第1項	第7条第1項の規定による事業計画書の提出を行ったとき	第26条第4項の規定による指定があったとき
第20条第1項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の手続が指定された場合	第20条第1項	前条第3項の規定による意見書の送付があったとき	第26条第4項の規定による指定があったとき
		当該見書	前条第1項に規定する意見書
第20条第2項の規定による生活環境影響調査	第20条第2項	前項の検討を終了したとき	第26条第4項の規定による指定があったとき

条 例				施行規則
を行う方法の検討の結果の周知及び届出の手続が指定された場合		当該検討	前項の検討	
第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の作成及び提出の手続が指定された場合	第21条第1項	生活環境影響調査を行ったとき	第26条第4項の規定による指定があったとき	
第22条において準用する第11条第1項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第22条において準用する第11条第1項	第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったとき	第26条第4項の規定による指定があったとき	
第24条第1項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合	第24条第1項	前条第3項の規定による意見書の送付があったとき	第26条第4項の規定による指定があったとき	
		当該意見書	前条第1項に規定する意見書	
第24条第3項の規定による見解の周知の手続が指定された場合	第24条第3項	第1項の規定による見解書の提出をしたとき	第26条第4項の規定による指定があったとき	
前条第1項において準用する第24条第1項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合	前条第1項において準用する第24条第1項	次条第1項において準用する前条第3項の規定による意見書の送付があったとき	第26条第4項の規定による指定があったとき	
		当該意見書	次条第1項において準用する前条第1項に規定する意見書	
前条第1項において準用する第24条第3項の規定による見解の周知の手続が指定された場合	前条第1項において準用する第24条第3項	第1項の規定による見解書の提出をしたとき	第26条第4項の規定による指定があったとき	

条 例	施行規則
【第26条第6項の規定による置換後の第7条第1項、第11条第1項、第20条第1項、第20条第2項、第21条第1項、第22条において準用する第11条第1項、第24条第1項、第24条第3項、第25条第1項において準用する第24条第1項及び第25条第1項において準用する第24条第3項】 (事業計画書の提出) 第7条 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは</u>、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 - 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由 - 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所 - 四 産業廃棄物処理施設等の種類 - 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類 - 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） - 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画 - 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画 - 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置 - 十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 (周知計画書の提出) 第11条 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは</u>、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。 - 一 周知地域及び関係住民に関する事項 - 二 第14条第1項の規定による広告に関する事項 - 三 第15条第1項の縦覧に関する事項 - 四 第16条第1項の説明会に関する事項 - 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 (生活環境影響調査を行う方法の検討) 第20条 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは</u>、その日から30日以内に、<u>前条第1項に規定する意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。</u> 2 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは</u>、規則で定めるところにより、速やかに、<u>前項の検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。</u> (生活環境影響調査結果書の提出等) 第21条 事業者（第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。）は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは</u>、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。 (周知計画書の提出) <第22条において準用する第11条第1項> 第11条 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定</u>	

条 例	施行規則
があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。 - 一 周知地域及び関係住民に関する事項 - 二 第22条において準用する第14条第1項の規定による広告に関する事項 - 三 第22条において準用する第15条第1項の縦覧に関する事項 - 四 第22条において準用する第16条第1項の説明会に関する事項 - 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 (見解書の提出等) 第24条 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。</u> 3 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。</u> (見解書の提出等) <第25条第1項において準用する第24条第1項及び第3項> 第24条 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、第25条第1項において準用する前条第1項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。</u> 3 事業者は、<u>第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。</u>	
(異議の申立て) 第27条 前条第1項(第3項において準用する場合を除く。)の規定による判断に不服がある事業者は、同条第1項の規定による通知のあった日から14日以内に、<u>規則で定めるところにより、知事に異議を申し立てることができる。</u> 2 前項の規定は、関係住民について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「関係住民」と、「通知のあった日から14日以内」とあるのは「周知が開始された日から20日以内」と読み替えるものとする。 【第27条第2項の規定による読替後の第27条第1項】 (異議の申立て) 第27条 前条第1項(第3項において準用する場合を除く。)の規定による判断に不服がある<u>関係住民は、同条第1項の規定による知が開始された日から20日以内に、規則で定めるところにより、知事に異議を申し立てることができる。</u> 3 前条の規定は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定による申立てがあった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「第23条第2項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第2項の規定による報告があったとき」と	(異議の申立書の提出等) 第20条 条例第27条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立ては、別記様式第12号により行うものとする。

条 例	施行規則				
あるのは「次条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあったとき」と、同条第2項中「判断のため必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる」とあるのは「及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」と、同条第3項中「判断をしようとする場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「意見を聴くことができる」とあるのは「意見を聴かなければならない」と、同条第5項中「実施しなければならない。ただし、次条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあった場合は、この限りでない」とあるのは「実施しなければならない」と、同条第6項中「第26条第4項」とあるのは「第27条第3項において準用する第26条第4項」と読み替えるものとする。					
【第27条第3項の規定による読替後の第26条】 （合意の形成の判断等） 第26条 知事は、<u>次条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあったときは</u>、第18条（第22条において準用する場合を含む。）の規定による報告、第23条第1項（前条第1項において準用する場合を含む。）に規定する意見書、第24条第1項（前条第1項において準用する場合を含む。）に規定する見解書、次項の規定により提出を求めた資料又は意見書、第36条第2項に規定する書面の写しその他の資料に基づき、合意の形成について、次のいずれに該当するかについて判断し、その結果を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。 一 合意の形成が図られていると認めるとき。 二 この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。 三 この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。 2 知事は、前項の規定による<u>判断をしようとするときは、事業者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。</u> 3 知事は、第1項の規定による判断をしようとするときは、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会の意見を聴かなければならない。 4 知事は、第1項の場合において、事業者と同項第2号に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるもののうち最も早い段階の手続を指定するものとする。 5 事業者は、前項の規定による指定があったときは、当該指定に係る手続以降の手続を<u>実施しなければならない。</u> 6 前項本文の場合において、次の表の第1欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第7条第1項の規定による事業計画書の提出</td><td>第7条第1項</td><td>産業廃棄物処理施設等の設置等を行うとす</td><td>第27条第3項において準用する第26条第4項</td></tr></table>	第7条第1項の規定による事業計画書の提出	第7条第1項	産業廃棄物処理施設等の設置等を行うとす	第27条第3項において準用する第26条第4項	
第7条第1項の規定による事業計画書の提出	第7条第1項	産業廃棄物処理施設等の設置等を行うとす	第27条第3項において準用する第26条第4項		

条 例					施行規則
の手続が指定された場合		るとき	の規定による指定があったとき		
第11条第1項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第11条第1項	第7条第1項の規定による事業計画書の提出を行ったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき		
第20条第1項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の手続が指定された場合	第20条第1項	前条第3項の規定による意見書の送付があったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき		
		当該意見書	前条第1項に規定する意見書		
第20条第2項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の結果の周知及び届出の手続が指定された場合	第20条第2項	前項の検討を終了したとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき		
		当該検討	前項の検討		
第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の作成及び提出の手続が指定された場合	第21条第1項	生活環境影響調査を行ったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき		
第22条において準用する第11条第1項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第22条において準用する第11条第1項	第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき		
第24条第1項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合	第24条第1項	前条第3項の規定による意見書の送付があったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき		
		当該意見書	前条第1項に規定する意見書		
第24条第3項の規定による見解の周知の手続が指定された場合	第24条第3項	第1項の規定による見解書の提出をしたとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があ		

条 例				施行規則
			ったとき	
前条第1項において準用する第24条第1項の規定による見解書の作成及び提出の手續が指定された場合	前条第1項において準用する第24条第1項	次条第1項において準用する前条第3項の規定による意見書の送付があったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき	
		当該意見書	次条第1項において準用する前条第1項に規定する意見書	
前条第1項において準用する第24条第3項の規定による見解の周知の手續が指定された場合	前条第1項において準用する第24条第3項	第1項の規定による見解書の提出をしたとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき	
【第27条第3項において準用する第26条第6項の規定による置換後の第7条第1項、第11条第1項、第20条第1項、第20条第2項、第21条第1項、第22条において準用する第11条第1項、第24条第1項、第24条第3項、第25条第1項において準用する第24条第1項及び第25条第1項において準用する第24条第3項】 (事業計画書の提出) 第7条 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは</u>、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 - 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由 - 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所 - 四 産業廃棄物処理施設等の種類 - 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類 - 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） - 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画 - 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画 - 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置 - 十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 (周知計画書の提出) 第11条 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があった</u>				

条 例	施行規則
ときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。 - 一 周知地域及び関係住民に関する事項 - 二 第14条第1項の規定による広告に関する事項 - 三 第15条第1項の縦覧に関する事項 - 四 第16条第1項の説明会に関する事項 - 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 (生活環境影響調査を行う方法の検討) 第20条 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、その日から30日以内に、前条第1項に規定する意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。</u> 2 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、前項の検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。</u> (生活環境影響調査結果書の提出等) 第21条 事業者（第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。）は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。</u> (周知計画書の提出) <第22条において準用する第11条第1項> 第11条 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。</u> - 一 周知地域及び関係住民に関する事項 - 二 第22条において準用する第14条第1項の規定による広告に関する事項 - 三 第22条において準用する第15条第1項の縦覧に関する事項 - 四 第22条において準用する第16条第1項の説明会に関する事項 - 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 (見解書の提出等) 第24条 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。</u> 3 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。</u> (見解書の提出等) <第25条第1項において	

条 例	施行規則
準用する第24条第1項及び第3項> 第24条 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは</u>、速やかに、規則で定めるところにより、<u>第25条第1項において準用する前条第1項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。</u> 3 事業者は、<u>第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは</u>、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。 4 知事は、前条第1項の規定による同項第3号に該当する旨の通知及び周知を行った場合において、第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがなかったときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。 （意見の調整） 第28条 事業者及び関係住民（第25条第1項において準用する第23条第1項の規定による意見書の提出を行った者に限る。以下この項において同じ。）は、前条第3項において準用する第26条第1項の規定による同項第3号に該当する旨の通知及び周知があったときは、又は前条第4項の規定による通知及び周知があったときは、知事が定める日から14日以内に、<u>規則</u>で定めるところにより、意見の調整（事業者の見解及び関係住民の意見についての論点の整理、事業者及び関係住民による会議の開催その他適当と認められる方法により合意の形成を促すことをいう。以下同じ。）を知事に申し出ることができる。 2 前項の規定による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。 3 知事は、第1項の規定により意見の調整の申出の受付を開始する日を定めたときは、事業者及び関係住民（第25条第1項において準用する第23条第1項の規定による意見書の提出を行った者に限る。）に対しこれを通知するとともに、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。 4 知事は、第1項の規定による申出があったときは、その旨を事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民及び関係市町村長（当該申出をした者が関係住民である場合にあっては、事業者及び関係市町村長）に通知するとともに、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。 5 知事は、第1項の規定による申出があったときは、当該申出に係る意見の調整を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に付するものとする。 6 事業者と事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民との意見の調整の結果に関し生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第4項の規定による周知が開始された日から7日以内に、<u>規則</u>で定めるところにより、当該意見の調整への参加を知事に申し出ることができる。 7 知事は、前項の規定による申出があったときは、その旨を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に通知するものとする。 8 第6項の規定による申出をした関係住民は、意見の調整に参加し、意見を述べることができる。	2 条例第27条第4項の規定による周知は、次の方法により14日間行うものとする。 - 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載 - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示 - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法 （意見の調整の申出書等） 第21条 条例第28条第1項の規定による意見の調整の申出は、別記様式第13号により行うものとする。 2 条例第28条第3項、第4項又は第10項（同条第12項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次の方法により14日間行うものとする。 - 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載 - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示 - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法 3 条例第28条第6項の規定による意見の調整への参加の申出は、別記様式第14号により行うものとする。

条 例	施行規則
9 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるときは、その旨を知事に報告するものとする。 10 知事は、前項の規定による報告があったときは、事業者、第1項の規定による申出をした関係住民、事業者が意見の調整の相手方とした関係住民、第6項の規定による申出をした関係住民及び関係市町村長に通知するとともに、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。 11 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、事業者又は関係住民が意見の調整に応じないとき、合意の形成の見込みがないと認めるときその他意見の調整を続けることが適当でないと認めるときは、意見の調整を打ち切ることができる。 12 第9項及び第10項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第9項中「意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるとき」とあるのは、「第11項の規定により意見の調整を打ち切ったとき」と読み替えるものとする。 【第28条第12項の規定による読替後の同条第9項及び第10項】 9 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、<u>第11項の規定により意見の調整を打ち切ったとき</u>は、その旨を知事に報告するものとする。 10 知事は、前項の規定による報告があったときは、事業者、第1項の規定による申出をした関係住民、事業者が意見の調整の相手方とした関係住民、第6項の規定による申出をした関係住民及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。	
(終了の通知等) 第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、<u>規則</u>で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。 一 第26条第1項の規定による同項第1号に該当する旨の通知をした場合において、第27条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による申立てがなかったとき。 二 第26条第1項の規定による同項第3号に該当する旨の通知をした場合において、第27条第1項の規定による申立て及び前条第1項の規定による申出がなかったとき。 三 第27条第3項において準用する第26条第1項の規定による同項第1号に該当する旨の通知をしたとき。 四 第27条第3項において準用する第26条第1項の規定による同項第3号に該当する旨の通知をした場合において、前条第1項の規定による申出がなかったとき。 五 前条第9項(同条第12項において準用する場合を含む。)の規定による報告があったとき。 第7章 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会 (設置) 第30条 次に掲げる事務を行わせるため、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。 一 この条例により委員会の権限に属させられたこと。 二 前号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議すること。	(終了に係る周知) 第22条 条例第29条の規定による周知は、次の方法により14日間行うものとする。 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

条 例	施行規則
2 委員会は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。 (組織等) 第31条 委員会は、委員7人以内で組織する。 2 委員は、環境保全、行政手続又は産業廃棄物に関する法令に関し必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。 (委員長等) 第32条 委員会に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。 (会議) 第33条 委員会の会議は、委員長が招集する。 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 委員会は、必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 (秘密保持義務) 第34条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (委任) 第35条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 第8章 雑則 (環境保全協定の締結) 第36条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全上必要な事項を定めた協定（以下「環境保全協定」という。）の締結を求められたときは、これに応じよう努めなければならない。 2 事業者は、環境保全協定を締結したときは、速やかに、当該協定に係る書面の写しを知事に提出しなければならない。 (進捗状況等の公表) 第37条 知事は、規則で定めるところにより、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。	(進捗状況等の公表) 第23条 条例第37条の規定による手続の進捗状況等についての公表は、次に掲げる手続が行われた場合に行うものとする。 一 条例第7条第1項の規定による事業計画書の提出 二 条例第9条第1項の規定による事業計画の変更の届出 三 条例第10条第1項の規定による事業計画の廃止の届出 四 条例第11条第1項(条例第22条において準用す

条 例	施行規則
(勧告及び公表) 第38条 知事は、事業者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行つたと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、<u>規則</u>で定めるところにより、その旨を公表することができる。 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。 (指導及び助言) 第39条 知事は、必要があると認めるときは、この条例に規定する手続に関し、事業者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。 (協力依頼) 第40条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。 (適用除外) 第41条 この条例は、岐阜市の区域内において産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者については、	る場合を含む。)の規定による周知計画書の提出 五 条例第13条第1項(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による周知計画の変更の届出 六 条例第18条(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による実施状況の報告 七 条例第19条第1項の規定による意見書の提出 八 条例第20条第2項の規定による検討結果の届出 九 条例第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出 十 条例第23条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の提出 十一 条例第24条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による見解書の提出 十二 条例第25条第2項の規定による周知を終了した旨の報告 十三 条例第27条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立て 十四 条例第28条第1項の規定による意見の調整の申出 十五 条例第28条第5項の規定による意見の調整の委員会への付託 十六 条例第28条第6項の規定による意見の調整への参加の申出 十七 条例第28条第9項(同条第12項において準用する場合を含む。)の規定による報告 十八 条例第33条第1項の規定による会議の招集 十九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める手続 2 前項の規定による公表は、県が開設するインターネットのホームページへの掲載により行うものとする。 (勧告に従わない場合の公表の方法) 第24条 条例第38条第2項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示 三 報道機関に対する公表事項の提供 四 前3号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

条 例	施行規則
適用しない。 2 第6条及び第3章から第6章までの規定は、次に掲げる事業者（前項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第5条第1項中「この条例」とあるのは「この条例（第3章から第6章までを除く。）」と、「第29条の規定による通知」とあるのは「第8条第4項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第9条第2項において準用する第8条第4項）の規定による通知」と、同条第2項中「第29条の規定による通知」とあるのは「第8条第4項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第9条第2項において準用する第8条第4項）の規定による通知」とする。 一 自ら排出する産業廃棄物を処理するためにその排出する場所において産業廃棄物処理施設等の設置等（令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行う事業者 二 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者 イ 産業廃棄物処理施設（令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げるものを除く。）であって<u>規則</u>で定めるもの ロ 小規模産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の焼却を行うものを除く。）であって<u>規則</u>で定めるもの	（適用除外） 第25条 条例第41条第2項第2号イに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であって次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であって処理能力が10パーセント以上増加しないもの 二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの 三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であって排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であって排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。以下同じ。）又は量の増大に係る変更でないもの 五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であって、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によって測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの 2 条例第41条第2項第2号ロに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であって次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であって処理能力が10パーセント以上増加しないもの 二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの 三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当

条 例	施行規則
ハ 移動式の産業廃棄物処理施設又は移動式の小規模産業廃棄物処理施設であって<u>規則</u>で定めるもの 【第41条第2項の規定による置換後の第5条第1項及び第2項】 (条例手続の時期) 第五条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめ<u>この条例（第三章から第六章までを除く。）</u>に規定する手続を実施し、<u>第8条第4項(事業計画書に記載された事項を変更した場合)にあつては、第9条第2項において準用する第8条第4項)の規定による通知</u>を受けておかなければならない。 一 法第14条第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの（許可の更新に係るものを除く。）に限る。） 二 法第15条第1項の許可に係る申請 三 法第15条の2の6第1項の許可に係る申請 四 適正処理条例第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出（規則で定めるものを除く。） 2 事業者が第8条第4項(事業計画書に記載された事項を変更した場合)にあつては、<u>第9条第2項において準用する第8条第4項)の規定による通知</u>を受けた日から1年を経過した日以後に前項	該変更であつて排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であつて排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更でないもの 五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によって測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの 3 条例第41条第2項第2号ハに規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 県内（岐阜市の区域を除く。）の建設工事現場で使用されるものであつて次のイからハのいずれにも該当するもの イ 当該建設工事で発生した産業廃棄物のみを処理するもの ロ 事業者の事業場内では使用されないもの ハ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの 二 県内（岐阜市の区域を除く。）の事業場（前号に該当するものを除く。）で使用されるものであつて次のイからニのいずれにも該当するもの イ 当該事業場で発生した産業廃棄物のみを処理するものであつて相当期間固定状態とならないもの ロ 事業者の事業場内では使用されないもの ハ 特別管理産業廃棄物の処理を行わないもの ニ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

条 例	施行規則
各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして前項の規定を適用する。 3 第4章から第6章までの規定は、自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等の設置等（令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行う事業者（前2項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第5条第1項中「この条例」とあるのは「この条例（第4章から第6章までを除く。）」と、「第29条の規定による通知を受けて」とあるのは「第18条の規定による報告を行って」と、同条第2項中「第29条の規定による通知を受けた日」とあるのは「第18条の規定による報告を行った日」と、「当該通知を受けていない」とあるのは「当該報告を行っていない」と、第6条第1項中「第29条の規定による通知を受ける」とあるのは「第18条の規定による報告を行う」とする。 【第41条第3項の規定による置換後の第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項】 （条例手続の時期） 第5条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例（第四章から第六章までを除く。）に規定する手続を実施し、<u>第18条の規定による報告を行っておかなければならない。</u> 一 法第14条第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの（許可の更新に係るものを除く。）に限る。） 二 法第15条第1項の許可に係る申請 三 法第15条の2の6第1項の許可に係る申請 四 適正処理条例第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出（規則で定めるものを除く。） 2 事業者が第18条の規定による報告を行った日から1年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が<u>当該報告を行っていないものとみなして前項の規定を適用する。</u> （許可の制限等） 第6条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第18条の規定による報告を行う前に前条第1項第2号又は第3号の申請を行った場合は、当該申請が法第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。 （規則への委任） 第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める	（書類の提出） 第26条 条例又はこの規則の規定により知事に提出することとされている書類及び知事を経由して事業者に提出することとされている書類は、計画地が県事務所の所管区域に所在する場合にあっては、当該計画地を所管する県事務所長を経由して提出するものとする。

条 例	施行規則
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に産業廃棄物処理施設等の設置等についてこの条例に規定する手続に相当する手続として規則で定めるものが開始されている場合において、事業者が当該規則で定めるものを実施するときは、この条例は、当該産業廃棄物処理施設等の設置等について適用しない。 (検討) 3 知事は、この条例の施行後 3 年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (適正処理条例の一部改正) 4 適正処理条例の一部を次のように改正する。 目次中「産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。 「第 2 節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「第 2 節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。 第22条を削り、第21条の 2 を第22条とする。 第23条及び第24条を次のように改める。 第23条及び第24条 削除 第28条の 2 中「第21条の 2」を「第22条」に改める。 第29条中「産業廃棄物処理施設設置者等」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第21条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による届出をしなければならない者をいう。）」に改める。 第31条第 2 号中「第21条の 2」を「第22条」に改める。 (岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正) 5 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 65 の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第21号までを 1 号ずつ繰り上げる。 附 則（平成23年 7 月12日条例第30号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年12月26日条例第73号） この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成22年 1 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 条例附則第 2 項の規則で定める手続は、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成21年岐阜県告示第707号）による改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成10年岐阜県告示第770号）による手続とする。 附 則（平成21年12月28日規則第94号） この規則は、平成22年 1 月 1 日から施行する。 附 則（平成25年 3 月19日規則第 4 号） この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成25年 4 月 1 日規則第38号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年 4 月 1 日規則第40号） この規則は、公布の日から施行する。

○ 様式

様式第 1 号（第 5 条関係）

事業計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画を定めたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設等の設置等の目的 又は産業廃棄物処理施設等の設置等 を必要とする理由	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する 産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	
最終処分場以外の施設	$\text{m}^3 / \text{日}$ () 時間 $\text{t} / \text{日}$ () 時間 $\text{m}^3 / \text{時間}$ $\text{t} / \text{時間}$
最終処分場	面 積 m^2 埋立容量 m^3
産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画	
産業廃棄物処理施設等の位置	
産業廃棄物処理施設等の処理方式	
産業廃棄物処理施設等の構造及び設備	

処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項	
産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画（最終処分場の場合）	
産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
火災の発生の防止に関する事項	
その他、最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）	
産業廃棄物の処理に伴い生ずる産業廃棄物の処分方法	
焼却灰等の処分方法（令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合）	
汚泥等の処分方法（令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合）	

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の 溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分 方法（令第7条第11号の2に掲げる 施設の場合）	
産業廃棄物の中間処理後に生ずる産 業廃棄物の処分方法（小規模産業廃 棄物処理施設の場合）	
産業廃棄物処理施設等に係る産業廃棄 物の搬入及び搬出の時間及び方法に関 する事項	
着工予定年月日及び使用開始予定年月 日	着工予定 年 月 日 使用開始予定 年 月 日
周辺地域の生活環境の保全のための措 置	
その他知事が必要と認める事項	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 産業廃棄物処理施設等の変更に係るものであって記載事項について当該変更前後の内容が異なる場合は、その内容を明らかにすること。
- 3 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線（／）を引くこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに、別記様式第2号（事業計画変更届出書）により届け出ること。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

様式第 2 号（第 6 条関係）

事業計画変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した事業計画書を変更したいので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
変更に係る事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	
備考	

記入上の留意事項

- 1 変更に係る書類及び図面を添付すること。
- 2 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 備考欄には変更の履歴を記載すること。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

事業計画廃止届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで提出した事業計画を廃止したので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業計画	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	
事業計画の廃止を決定した日	年 月 日
事業計画を廃止した理由	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

周 知 計 画 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで提出した事業計画書に係る周知計画を定めたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業計画	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	
周知地域及び関係住民に関する事項	
事業計画の周知を行う地域	
事業計画の周知の対象となる関係住民	
広告に関する事項	
広告の方法（第10条第1項第1号関係）	
広告の場所	
広告の対象地域	
広告の対象となる関係住民	
広告の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 3 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線（／）を引くこと。
- 4 「検討結果の周知に関する事項」及び「見解の周知に関する事項」については、その実施方法に応じて必要な事項を「その他」の欄に記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 7 周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに、様式第 5 号（周知計画変更届出書）により届け出ること。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

様式第5号（第9条関係）

周 知 計 画 変 更 届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで提出した周知計画書を変更したいので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設等の設置 等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
変更に係る事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

記入上の留意事項

- 1 変更に係る書類及び図面を添付すること。
- 2 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで提出した周知計画書に基づき事業計画の周知を終了したので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第18条の規定により、次のとおり報告します。

事業計画									
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所									
産業廃棄物処理施設等の種類									
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類									
産業廃棄物処理施設等の処理能力									
広告に関する事項									
広告の実施方法（第10条第1項第1号関係）									
<table border="1"> <tr> <td>広告の実施場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告の対象地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告の対象とした関係住民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告の実施期間</td> <td>年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> </table>	広告の実施場所		広告の対象地域		広告の対象とした関係住民		広告の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
広告の実施場所									
広告の対象地域									
広告の対象とした関係住民									
広告の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日								
広告の実施方法（第10条第1項第2号関係）									

	広告の対象地域	
	広告の対象とした関係住民	
	広告の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
縦覧に関する事項		
	縦覧の実施場所	
	縦覧の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	縦覧の時間	時 分 ～ 時 分
説明会に関する事項		
	説明会の実施日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
	説明会の場所及び参加者数	
	説明会の対象とした関係住民	
	説明会で配布した書類及び図面等	
	説明を行った者の役職及び氏名	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 3 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線（／）を引くこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

生活環境影響調査を行う方法に係る意見書

年 月 日

事業者

様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

生活環境影響調査を行う方法について意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり提出します。

意見の対象とする事業計画	
事業者の氏名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
意見書の提出者の区分	1 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者 2 周知地域内に居住する者 3 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人 4 周知地域内において農業を営む者 5 周知地域内において林業を営む者 6 周知地域内の水域の管理者 7 周知地域内の水域の水利権者 8 周知地域内の水域において漁業を営む者 9 周知地域内の水域の漁業権者 10 2に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者 11 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者（1から10に該当する者を除く。） 12 その他の者
周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見	

記入上の留意事項

- 1 「意見書の提出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 意見（生活環境影響調査を行う方法に係るものに限る。）は、その理由を含めて明瞭に記載すること。
- 3 意見の記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 意見書に記載された内容は、そのまま事業者へ送付されること。
- 7 住所又は氏名が記載されていないもの、自署又は押印がないもの、期限を過ぎて提出されたもの等意見書の要件を満たさないものについては事業者へ送付されないこと。
- 8 法人でない自治会等の団体が意見書を提出する場合は、その名称とともに代表者の住所、氏名、電話番号を記載すること。

生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

生活環境影響調査方法書（ 年 月 日付けで提出した事業計画書に添付）について、
 年 月 日付けで送付のあった意見書に記載された意見に基づき検討を加えたので、岐
 阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 20 条第 2 項の規定
 により、次のとおり届け出ます。

事業計画		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設等の種類		
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設等の処理能力		
検討結果に関する事項	意見の内容	検討結果
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

記入上の留意事項

- 1 「意見の内容」の欄は、意見の要旨とすることができる。
- 2 必要に応じて検討結果を説明する書類及び図面を添付すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

意見書

年 月 日

事業者

様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

事業計画について意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり提出します。

意見の対象とする事業計画

事業者の氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所

産業廃棄物処理施設等の種類

意見書の提出者の区分

- 1 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者
- 2 周知地域内に居住する者
- 3 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人
- 4 周知地域内において農業を営む者
- 5 周知地域内において林業を営む者
- 6 周知地域内の水域の管理者
- 7 周知地域内の水域の水利権者
- 8 周知地域内の水域において漁業を営む者
- 9 周知地域内の水域の漁業権者
- 10 2に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者
- 11 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者（1から10に該当する者を除く。）
- 12 その他の者

周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見

記入上の留意事項

- 1 「意見書の提出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 意見は、その理由を含めて明瞭に記載すること。
- 3 意見の記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 意見書に記載された内容は、そのまま事業者へ送付されること。
- 7 住所又は氏名が記載されていないもの、自署又は押印がないもの、期限を過ぎて提出されたもの等意見書の要件を満たさないものについては事業者へ送付されないこと。
- 8 法人でない自治会等の団体が意見書を提出する場合は、その名称とともに代表者の住所、氏名、電話番号を記載すること。

見 解 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで送付のあった意見書に記載された意見に対する見解を取りまとめたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

事業計画		
	産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
	産業廃棄物処理施設等の種類	
	産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
見 解 に 関 す る 事 項	意見の内容	意見に対する見解
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

記入上の留意事項

- 1 「意見の内容」の欄は、意見の要旨とすることができる。
- 2 見解を補足するため必要な資料を添付すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

事業者の見解に対する意見書

年 月 日

事業者

様

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

見解について意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

意見の対象とする事業計画	
事業者の氏名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
意見書の提出者の区分	1 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者 2 周知地域内に居住する者 3 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人 4 周知地域内において農業を営む者 5 周知地域内において林業を営む者 6 周知地域内の水域の管理者 7 周知地域内の水域の水利権者 8 周知地域内の水域において漁業を営む者 9 周知地域内の水域の漁業権者 10 2に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者 11 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者（1から10に該当する者を除く。） 12 その他の者
意見の対象とする見解	
周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見	

記入上の留意事項

- 1 「意見書の提出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 意見（事業者の見解に係るものに限る。）は、その理由を含めて明瞭に記載すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 意見書に記載された内容は、そのまま事業者に送付されること。
- 7 住所又は氏名が記載されていないもの、自署又は押印がないもの、期限を過ぎて提出されたもの等意見書の要件を満たさないものについては事業者に送付されないこと。
- 8 法人でない自治会等の団体が意見書を提出する場合は、その名称とともに代表者の住所、氏名、電話番号を記載すること。

異 議 の 申 立 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

通知のあった
年 月 日付けで 合意の形成の判断の結果に不服があるため、岐
周知が開始された
岐阜産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 27 条第 1 項の規定により、
次のとおり異議を申し立てます。

事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
異議を申し立てる合意の形成の判断結果		
上記判断の結果の通知があった日又は判断の結果を知った日		年 月 日
申立て の区分	1 事業者 2 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者 3 周知地域内に居住する者 4 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人 5 周知地域内において農業を営む者 6 周知地域内において林業を営む者 7 周知地域内の水域の管理者 8 周知地域内の水域の水利権者 9 周知地域内の水域において漁業を営む者 10 周知地域内の水域の漁業権者 11 3に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者 12 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者(2から11に該当する者を除く。)	
申立てにより求める判断		
申立て の理由		

記入上の留意事項

- 1 「申立者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 申立ての理由は、明瞭に記載すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

意 見 調 整 申 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり意見の調整を申し出ます。

申出者の区分	1 事業者	2 関係住民
意見の調整に係る事業計画		
事業者の氏名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設等の種類		
意見の調整の相手方	住 所 氏 名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
意見の調整の目的となる事項		
意見の調整の理由		
経過の概要		

記入上の留意事項

- 1 「申出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 意見の調整の目的となる事項及び意見の調整の理由は明瞭に記載すること。
- 3 経過の概要は、申出者と意見の調整の相手方との間で行われた協議等（この条例に規定する手続に限らない。）の経過について、時系列に記載すること。
- 4 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A 4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

意 見 調 整 参 加 申 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

意見の調整の結果に関し意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 28 条第 6 項の規定により、次のとおり意見の調整への参加を申し出ます。

参加申出者の区分	1 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者 2 周知地域内に居住する者 3 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人 4 周知地域内において農業を営む者 5 周知地域内において林業を営む者 6 周知地域内の水域の管理者 7 周知地域内の水域の水利権者 8 周知地域内の水域において漁業を営む者 9 周知地域内の水域の漁業権者 10 2に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者 11 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者（1 から10に該当する者を除く。）	
意見の調整に係る事業計画		
事業者の氏名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設等の種類		
意見の調整の結果となる事項		
生活環境の保全上の見地からの意見		

記入上の留意事項

- 1 「参加申出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 意見は、その理由を含めて明瞭に記載すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A 4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

○ 廃棄物の区分について

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されています。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥等 20 種類のもの

(一部のものは廃棄物を排出する業種を限定している。)

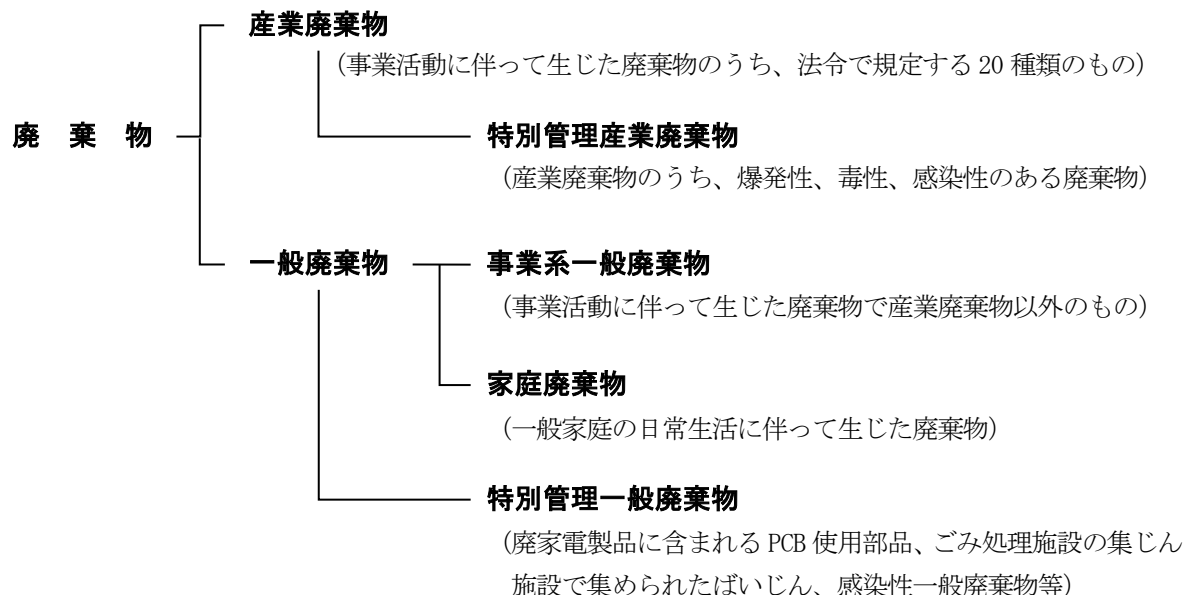
一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物

これらのうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」という。

「特別管理産業廃棄物」は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならない、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、業の許可も区別されている。

※ ここでいう「事業活動」とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念としてとらえている。

※ 一般廃棄物は自区内処理を原則とし、最終的には市町村に処理責任があるのに対して、産業廃棄物は事業者自らが処理することを原則とし、都道府県境を越えた広域移動も認められている。



○産業廃棄物

種 類		具 体 例
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	燃え殻	焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、コークス灰
	汚泥	排水処理工程、各種製造工程等から排出される泥状のもの 有機性：製紙スラッジ、下水道汚泥、活性汚泥法による余剰汚泥 無機性：建設汚泥
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、タールピッチ
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての廃酸廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
	ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず、レンガくず、瓦くず、廃石膏ボード、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず
	鉱さい	高炉・電気炉等の残渣、キューポラのノロ、石炭坑等のボタ、鋳物廃砂
業 種 限 定 が あ る も の	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他各種の廃材の混合物を含む。
	ばいじん	ばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類 貨物の流通のために使用したパレット等（H19年度改正で追加）
	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・にわとり等のふん尿
動物の死体		畜産農業から排出される牛・馬・豚・にわとり等の死体
上記のものを処分するために処理したもので、上記に該当しないもの（13号廃棄物）		コンクリート固型化物

○特別管理産業廃棄物

種 類		内 容
引火性廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
腐食性廃酸		水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸
腐食性廃アルカリ		水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物		医療関係機関等から排出される、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等	ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という）を含む廃油、廃PCB
	PCB汚染物	事業活動等に伴い発生した ・汚泥、木くず、繊維くずのうちPCBが染み込んだもの ・紙くずのうちPCBが塗布され又は染み込んだもの ・廃プラスチック類、金属くずのうち、PCBが付着し又は封入されたもの ・陶磁器くず、がれき類のうちPCBが付着したもの
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの
	廃石綿等 ※	・建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温剤やその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの。 ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など。
	有害産業廃棄物	・水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を基準値以上含んでいる汚泥、銲さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど。 ※銲さい以外は政令別表に掲げる施設から排出されたもの ・ダイオキシン類を基準値以上含んだばいじん、燃え殻、汚泥など。

※ 飛散性のものに限る。

なお、石綿を含む廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除き、工作物（建築物を含む。）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する非飛散性のものを「石綿含有産業廃棄物」といい、産業廃棄物の中で独自の規定が設けられている。